



みんなのまちはみんなを守る



一部写真提供：(一財)消防科学総合センター

はじめてのリーダーのための 自主防災組織 活動マニュアル

引継用

役員が交替した場合は、
次の方へ必ず引き継ぎましょう。

自主防災組織活動マニュアル

CONTENTS

vol.1 愛媛で想定される災害

- ①地震発生のメカニズム ————— 2
- ②発生の可能性が高い南海トラフの地震 — 4
- ③南海トラフの地震で心配される津波被害 — 5
- ④南海トラフ巨大地震の被害想定 ——— 6
- ⑤地震以外の災害 ————— 8

vol.2 自主防災組織とは

- ①自主防災組織の必要性 ————— 10
- ②自主防災組織の役割 ————— 11
- ③自主防災組織とはどんな組織か ——— 11
- ④リーダーとして行うべきこと ——— 12

vol.3 平常時の防災活動

- ①地域住民への防災知識の普及・啓発 — 14
 - ②避難行動要支援者への配慮 ————— 16
 - ③防災訓練の実施 ————— 18
 - ④地域の災害危険箇所の把握 ————— 22
 - ⑤避難所の開設・運営等に向けての準備 — 22
 - ⑥協働による自主防災組織の活性化 ——— 24
 - ⑦先進的な自主防災組織が抱える課題 ——— 25
- 愛媛県内での活動事例(三善地区自主防災組織) — 26

vol.4 災害が発生した場合

- ①地震災害が発生した場合の
時間的経過に伴う自主防災活動 ——— 28
 - ②風水害が発生した場合の
時間的経過に伴う自主防災活動 ——— 29
 - ③災害応急活動に関する情報の収集及び伝達 — 30
 - ④被災者の救出活動 ————— 30
 - ⑤消火活動 ————— 30
 - ⑥医療救護活動 ————— 30
 - ⑦避難行動 ————— 30
 - ⑧避難生活 ————— 31
- 災害情報の入手について ————— 32



こまっち

資料編

- 災害対策基本法 ————— 33
- 愛媛県防災対策基本条例 ————— 35
- 自主防災組織防災計画例 ————— 36
- 自主防災組織台帳 ————— 40
- 世帯台帳 ————— 42
- 人材台帳 ————— 43
- 避難行動要支援者情報カード ——— 44
- 避難行動要支援者台帳 ————— 45
- 避難台帳 ————— 46
- 救護活動マニュアル ————— 51
- 愛媛県地震被害想定調査結果
(市町別主なもの) ————— 58
- 家庭でできる防災準備 ————— 59
- 地区防災計画 ————— 60
- 地域での防災の取組 ————— 62
- 防災に関する情報の入手先 ——— 63
- 愛媛県、市町自主防災組織所管課及び
消防本部一覧 ————— 64



イラスト

一般財団法人
消防科学総合センター制作
「地震…その時に備えて」
「地震…その時に備えて
(津波対策編)」より



ピーちゃん



ひめ坊



防災カンガルー



防っちゃん



防っちゃん

●本県における大規模災害について

愛媛県は、四国地方の北西部に位置し、県域の南側は四国中央部を東西に横断する四国山地で、北側から西側にかけては瀬戸内海から宇和海に至る長い海岸線で囲まれており、気候は、瀬戸内海地域の地理的な影響を受け、降水量は比較的少なく晴天が多い地域ですが、梅雨や台風の大雨等による風水害が発生しています。

地震に関しては、瀬戸内海の伊予灘から安芸灘にかけての地域と、豊後水道から日向灘、足摺岬沖にかけての地域においてマグニチュード7以上の地震もしばしば発生しており、100-150年周期で発生している南海地震は本県においても大きな被害をもたらしています。また、1,000年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度ではありますが、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、東日本大震災を大きく上回る被害の発生が見込まれています。

また、県内には、石油コンビナート等の工場地帯や伊方原子力発電所等があり、一たび事故が発生するとその被害は複雑でかつ大規模になることが予想されます。

1 地震発生メカニズム

日本でおきる地震には、大きく分けて2タイプがあり、地震をひきおこすメカニズムは、まったく異なります。

(1)「プレート境界型(海溝型)地震」…南海地震など

参照 P4

南海地震(1946年)や東北地方太平洋沖地震(2011年)に代表される海溝型地震は、沈み込みに伴うプレートの変形が限界に達し、元に戻ろうとして急激に運動する際に発生する地震です。マグニチュード8クラスの巨大地震が多く、過去何度も大きな被害をもたらしています。このタイプの地震は、数百年程度の間隔で繰り返し発生することが分かっています。

また、比較的震源が浅い海域の地震であることから、津波を伴うことが多いのも特徴です。近い将来に発生が予想されている南海トラフの地震も、このタイプの地震と考えられています。

(2)「活断層型(内陸型)地震」…兵庫県南部地震・熊本地震など

阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震(1995年)や熊本地震(2016年)に代表される活断層型(内陸型)地震は、内陸にある「活断層」とよばれる地面の裂け目が動いて起こります。「活断層」とは、約200万年前から現在までの間に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のことで、日本には約2000の活断層があるといわれています。

阪神・淡路大震災が起こる前は、「阪神エリアは大規模な地震と無縁だろう」という過信があったといわれますが、この地震によって「活断層の活動による直下型地震は全国どこにでも起こりうる」という教訓を残しました。



コラム

親しみやすい 日常における活動の工夫

自主防災活動は、いつ起こるか分からない災害に対して、住民が主体的に取り組むべき活動である。また防災知識の啓発や訓練等は、災害に備えて継続して取り組むべき活動であるため、活動を長続きさせ、より多くの人たちが参加できるよう工夫していく必要があるが、こうした防災活動のマンネリ化等も課題となっている。

では「活動を長続きさせるために何を行うか？」

そのためには、ただ「防災」を冠した訓練や活動を行うだけでなく、日常の活動の中で、防災にも役立つノウハウを楽しく身に付ける手段を工夫した、親しみやすい活動を目指す工夫も必要である。

例えば、地域で救急救命講習を実施するにあたっては、「防災対策」を掲げるよりも「うちのおじいちゃん、おばあちゃんに万一のことがあったら」というアプローチで参加を促したほうが動機として身近である。同様に「防災のための炊き出し訓練」と呼びかけるよりも、PTAで焼きそばや豚汁づくりを遊び感覚で行うほうが、実践的な訓練に相当する事業に楽しみながら参加することができる。

地域で盛り上がる祭りや運動会などの行事に防災の要素を取り入れることも有効である。住民がより参加しやすいテーマで地域の活動と防災活動を結びつけることが、自主防災組織の活動を長続きさせ、より活性化させるためのポイントといえる。



Topics

地震による強い揺れを
事前に知らせる緊急地震速報

気象庁の緊急地震速報は、震源に近い地震計で、地震の初期微動（P波、秒速約7キロ）をキャッチし、その後に来る大きな揺れ（S波、秒速約4キロ）が、最大震度5弱以上と推測される場合に、震度4以上の強い揺れが予想される地域を瞬時に知らせるサービスです。

テレビやラジオ、携帯電話などで緊急地震速報を見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒です。その短い間に、落ち着いて身の安全を確保する行動をとりましょう。ただし、震源に近い地域では、「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないこともあります。

家庭では

頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる。
あわてて外へ飛び出さない

自動車の運転中は

あわててブレーキをかけない。ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

エレベーターでは

最寄りの階で停止させすぐに降りる

鉄道・バス乗車中は

つり革、手すりにしっかりつかまる

人が大勢いる施設では

係員の指示に従う。落ち着いて行動。
あわてて出口に走り出さない

屋外（街）では

ブロック塀の倒壊等に注意。
看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルの側から離れる



コラム
釜石の小学校
「釜石の奇跡にみる
防災教育」の進め方

東日本大震災の津波による死者・行方不明者が1,000人を超す釜石市では、小・中学生は2,921人が津波から逃れ、学校にいなかった5人が犠牲となりましたが、その99.8%の生存率と、津波に対して適確に避難した対応は「釜石の奇跡」と言われます。学校の管理下にあった児童・生徒に限らず、下校していた子どもたちの多くが自分で判断して高台に避難しました。

その背景には、群馬大の片田敏孝教授の「想定に縛られず、自分の命は自分で守れ」という考えのもとにつくられた津波避難の3原則があり、また、それに基づいて日頃からのマップ作製や下校時の訓練等を授業に取り入れてきた、実践的な防災教育があります。

今回はこうした教えが生かされ、釜石東中の生徒たちは地震後すぐに避難し、これを見た隣接する鶺住居小の児童たちが後を追いました。また、最初の避難場所が危ないと判断した子供たちは、介護施設のお年寄りの避難も手伝いながら更なる高台に避難し、その後来襲した津波から間一髪で逃れることができたのです。

【津波避難の3原則】

- ①「想定にとらわれるな」。自然の振る舞いに想定内はあり得ない。想定に頼れば、想定外の事態に対応できなくなる。ハザードマップも「信じるな」。
- ②「最善を尽くせ」。どこで、どんな津波が来るかわからない。津波が襲来したら、できることをやるしかない。
- ③「率先避難者たれ」。一生懸命逃げる姿が周囲の命も助ける。

東日本大震災の特徴

平成23年3月11日14時46分、宮城県沖で発生した東北地方太平洋沖地震の規模はM9.0、震源は南北約500km、東西約200kmのおよそ10万km²という広範囲で、最大震度は宮城県栗原市で震度7、その他に4県36市町村で震度6強を観測しました。また、巨大な津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらすとともに、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道から関東南部に至る広大な範囲で被害が発生しました。

震災による人的被害（H26.2.10現在 警察庁調べ）は死者（直接死）15,884人、行方不明者は2,636人で、建築物の全壊・半壊は40万78戸、震災発生直後の避難者は40万人以上、直接的な被害額は16兆円から25兆円と試算されています。

被害の特徴として、死因の殆どは津波によるもの（水死）でした。



東日本大震災時の陸前高田市役所の玄関。大規模災害時には行政も機能できなくなる。



岩手県宮古市役所付近に押し流された船。想像を超えて、自然災害は人間に襲い掛かる。

写真提供：（一財）消防科学総合センター

熊本地震の概要

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5の地震が発生、続く4月16日1時25分にもマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町・西原村で震度7が観測されました。この2回の激しい揺れが短期間に連続して発生したことに加え、熊本地方から阿蘇地方、大分県中部地方にかけて活発な地震活動が発生したことで、益城町・西原村を中心として熊本県から大分県にかけて甚大な被害が発生しました。

震災により多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者228人、重軽傷者2,753人、全壊、半壊及び一部破損を合わせて約20万戸の住家被害が発生するなどの甚大な被害が発生しました。また、最大855ヶ所の避難所が開設され、避難者の数は一時、最大約18万4千人にも及びました。同時に最大で約48万戸が停電するなど電気、ガス、水道等のライフラインが被災したほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動に大きな支障が生じました。

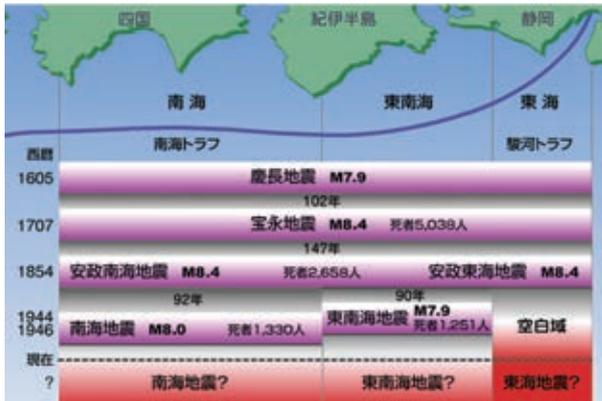


阿蘇大橋地区における斜面崩壊の様子（平成29年度版 防災白書より）

② 発生の可能性が高い南海トラフの地震

(1) 今後30年以内の発生確率は70%~80%程度

南海トラフではこれまで100年から150年の間隔で、東海、東南海、南海地震の震源域が連動し、M(マグニチュード)8クラスの地震が繰り返し発生しています。近年では、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)がこれに当たり、その後70年以上経過したことから、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきています。国の調査機関は、今後30年以内に、M(マグニチュード)8~9クラスの地震が70%~80%程度の確率で発生する可能性があるとして試算しています。



※南海トラフ巨大地震とは

南海トラフ巨大地震とは、国の専門委員会が現時点の最新の科学的知見に基づき想定した、南海トラフで発生しうる最大クラスの地震・津波のことです。これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で得られた知見等に基づき、これまで想定されてきた東海、東南海、南海地震の震源域をさらに拡大したものであり、発生する可能性は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすM(マグニチュード)9クラスの巨大地震です。

(2) 南海トラフ巨大地震による揺れの被害

阪神・淡路大震災が残した最大の教訓は、住宅の耐震化がいかに重要であるかということです。阪神・淡路大震災では、死傷者の9割以上は家屋倒壊及び家屋倒壊による火災が原因で、倒壊した住宅の多くは、1981(昭和56年)に改定された建築基準法以前に建てられた建物でした。

また、東日本大震災では、津波や大規模な液状化現象、地盤沈下、山崩れなどにより多大な被害が発生しております。

愛媛県地震被害想定調査(H25)では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、愛媛県内における揺れや液状化、津波、火災等による建物被害は全壊243,628棟、半壊162,891棟となり、全体の44.4%が大きな被害を受けると推計しています。



平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震では、住宅1,088棟が全壊した。(写真提供: 新潟県)

コラム

地震の時「何がなんでも外に逃げなきゃ」は間違い

最近の地震で怪我をしたり、亡くなった人の原因を調べると、「あわてて逃げようとしてつまづいて骨折した」「家から出た途端に隣の家の瓦屋根が落ちてきて下敷きになった」など、家の中で揺れが収まるまでじっとしていれば大怪我をせずに済んだケースが多く見られます。

一般に、人が自分の意思で外へ逃げるができる震度6弱の地震の揺れでは、よほど耐震性が低い限り、木造の建物は倒壊しません。「地震だ、何がなんでも外に逃げなきゃ」は間違いで、地震の情報を正しく理解する必要があります。

コラム

地震保険

地震による家屋の倒壊は、人的被害だけでなく、深刻な経済的被害をもたらします。地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険は、掛け金が高いという人もいますが、「転ばぬ先の杖」です。特に、高齢の所帯では、家が潰れた時にもう一度立て直すのは経済的に大変です。地震保険には入っておきましょう。

地震保険の保険料

地震保険は、単独で契約することはできません。火災保険にセットして契約する必要があります。

愛媛県内の木造住宅で、地震保険の契約金額1,000万円の場合の年間保険料(火災保険料を除く)は2万2,400円です。

また、地震保険料控除の適用を受けることができます。詳しくはお近くの損害保険会社または、日本損害保険協会「そんぽADRセンター」(☎0570-022808)にお問い合わせください。

コラム

地震の特徴

阪神・淡路大震災は活断層の活動によるM7.3の直下型地震で、揺れの時間は短かったものの震度7と激しいもので、死者は6千人以上、その死因の80%は家具の転倒や家屋倒壊等による圧死でした。

一方、東日本大震災はプレート境界型地震で、地震の規模はM9.0と過去最大クラス、揺れの時間も長く広範囲にわたり、死者・行方不明者は2万人以上、その死因の90%以上が津波による水死でした。

今後発生が予想される南海トラフ巨大地震は東日本大震災と同じくプレート境界型の地震で、長く続く強い揺れが考えられています。また、阪神・淡路大震災以降、建築物の耐震基準が強化され、揺れに強い建築物が多くなっていますが、本県の耐震化率は75%(H25現在)。自宅や職場は大丈夫と思っても、外出時に耐震化の対応ができていない建物の中にいる場合も考えられます。

このため、長らく大規模な地震が起こったことがない愛媛県において南海トラフ巨大地震が起こった場合は、阪神大震災と同様に揺れによる被害への対応、また東日本大震災と同様に津波を想定して、沿岸部では直ちに高いところに逃げる行動が必要となります。



③ 南海トラフの地震で心配される津波被害

(1) 津波のメカニズム

地震における津波は、海底地形の地震による急激な隆起や沈下によって、海水が持ち上げられたり、沈み込んだりすることで起こります。

特に南海トラフで発生する地震のように、海底地形が広い範囲で大きく変動する大きい規模の地震が起こった場合に、津波の発生する可能性は高くなります。ここで言う規模とは、地震の揺れを表す「震度」ではなく、地震で発生したエネルギーを表す「マグニチュード」を指します。揺れが小さいからと言って油断はできません。

地震が起こってすぐは、津波が発生するかどうかは分かりません。しかし、数分後には震源の場所、地震の規模が特定され、津波の危険性の有無が判明します。海岸沿いにいる場合は、揺れの大きさにかかわらず、テレビやラジオの津波情報に注意してください。津波注意報や警報は次のような基準で発表されます。

津波予報の種類	発表基準
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(2) 津波から身を守るにはとにかく避難

押し寄せる津波から身を守るには、避難する以外に方法はありません。ことは1分1秒を争います。揺れがそれほどでなくても、津波が起きるケースはあります。津波の危険地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先させてください。



コラム 津波から避難した際、避難所では津波警報・注意報解除まで待機を

南海トラフの地震のような大きな地震では、5~6波の津波がきます。1波がほぼ50分周期。それより短い20~30分の場合も予想されます。せっちな日本人は、安全な避難所においても、最初の津波が来たらもう大丈夫だろうと、仏壇の位牌や預金通帳を取りに家に帰ってしまいがちです。過去の津波では、第2波の津波で亡くなった方が大勢います。避難所では津波警報・注意報解除までとどまってください。

津波からの避難ポイント

1. 小さな揺れでも油断禁物!

小さい揺れの地震でも、津波の危険があります。

特に長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときはテレビやラジオの津波情報に注意してください。

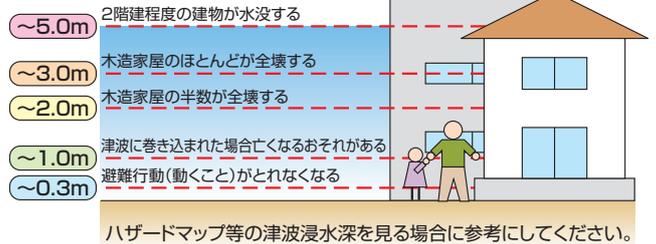


2. 「遠く」よりも「高い」ところへ

津波は30cmでも足を取られ、避難行動に支障をきたします。

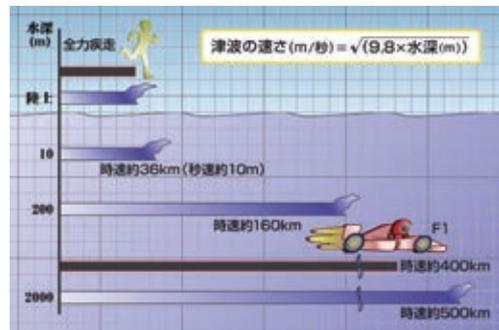
避難の際は「より遠くへ」ではなく、「より高くへ」逃げるのが重要です。逃げ遅れた場合は、鉄筋コンクリートの高い建物等に避難してください。

■津波浸水深の見方



3. 津波のスピードは速い!

揺れを感じたら、すぐに避難を開始してください。津波の高さは陸に近づくほど大きくなりますから、目に見えてからでは逃げ遅れてしまいます。



4. 避難に車は使わない

避難に車を使うと道が渋滞して逃げ遅れてしまうことがあります。原則、徒歩で避難してください。

5. 津波はくり返しやってくる!

津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。また、津波の第一波が必ずしも最大のものではありません。津波警報・注意報が解除されるまで避難場所に留まってください。

6. 正しい情報をきく!

避難先ではラジオ、テレビや広報車などを通じて正しい情報を入手し、デマにまどわされないようにしましょう。

7. 海岸・川に近づかない!

地震の直後に、海辺には絶対に近づかないでください。津波見学などもってのほかです。また、津波は河川をさかのぼってきますので、河川に近づくのも危険です。

4 南海トラフ巨大地震の被害想定



愛媛県では、地震被害想定調査結果の1次報告を平成25年6月に、最終報告を平成25年12月に公表しました。想定地震による被害を推計した結果、本県に最大の被害をもたらす地震は「南海トラフ巨大地震」となりました。

南海トラフ巨大地震とは、現時点の最新の科学的知見に基づき想定した、南海トラフで発生しうる最大クラスの地震のことで、発生する可能性は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすM9クラスの巨大地震です。

発生した場合、ほとんどの地域で震度6弱以上、最大で7となり、また津波は宇和海沿岸で9m以上、瀬戸内海沿岸でも3m以上が予想されます。

地震、津波等による被害は、死者16,032人、建物の全壊243,628棟、更に県下のほとんどの地域で電気、ガス、水道が止まることから、1ヶ月後の避難者数は558,902人と、多くの方が避難生活をおくることが想定されます。

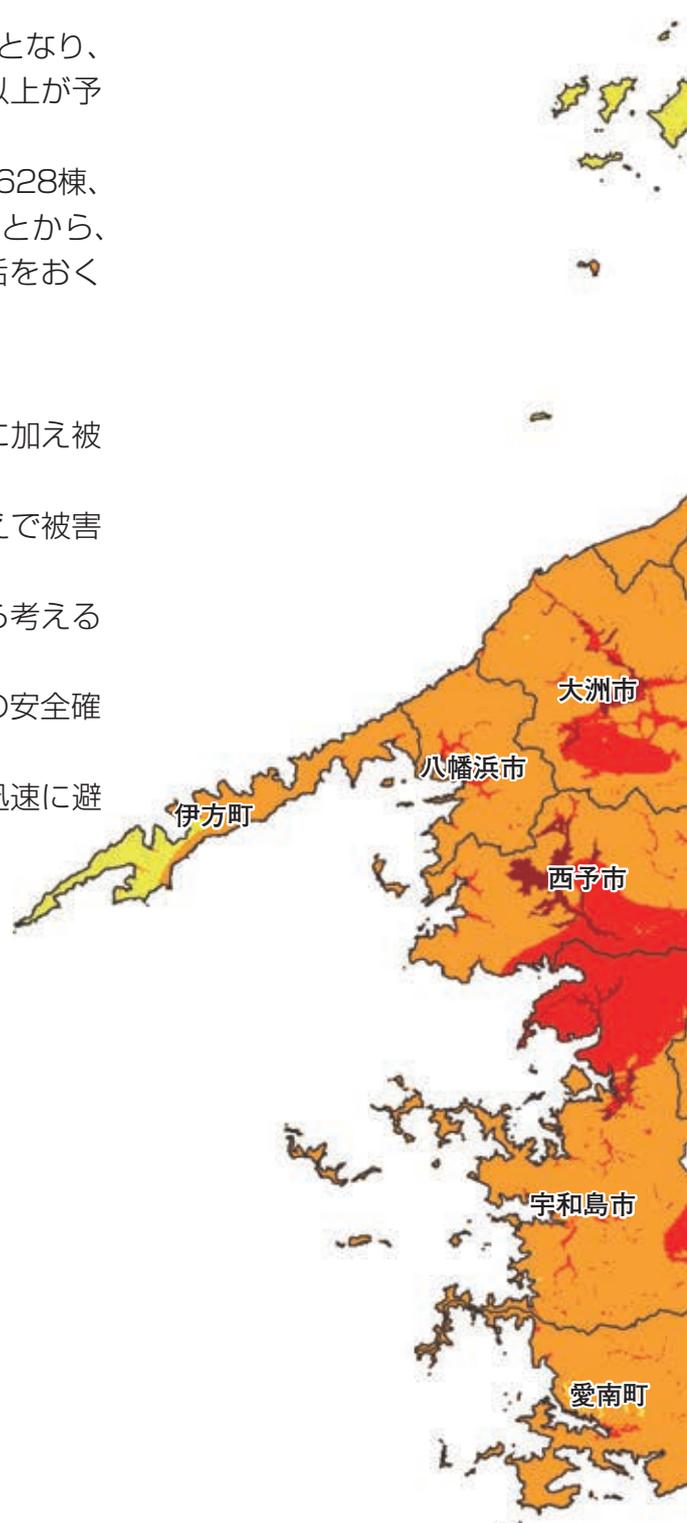
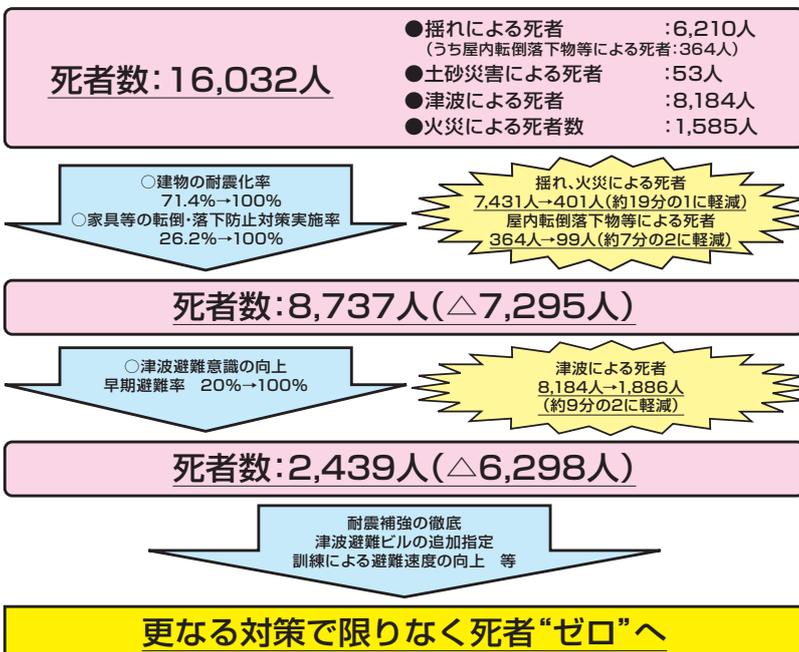
●もしもの時のために！

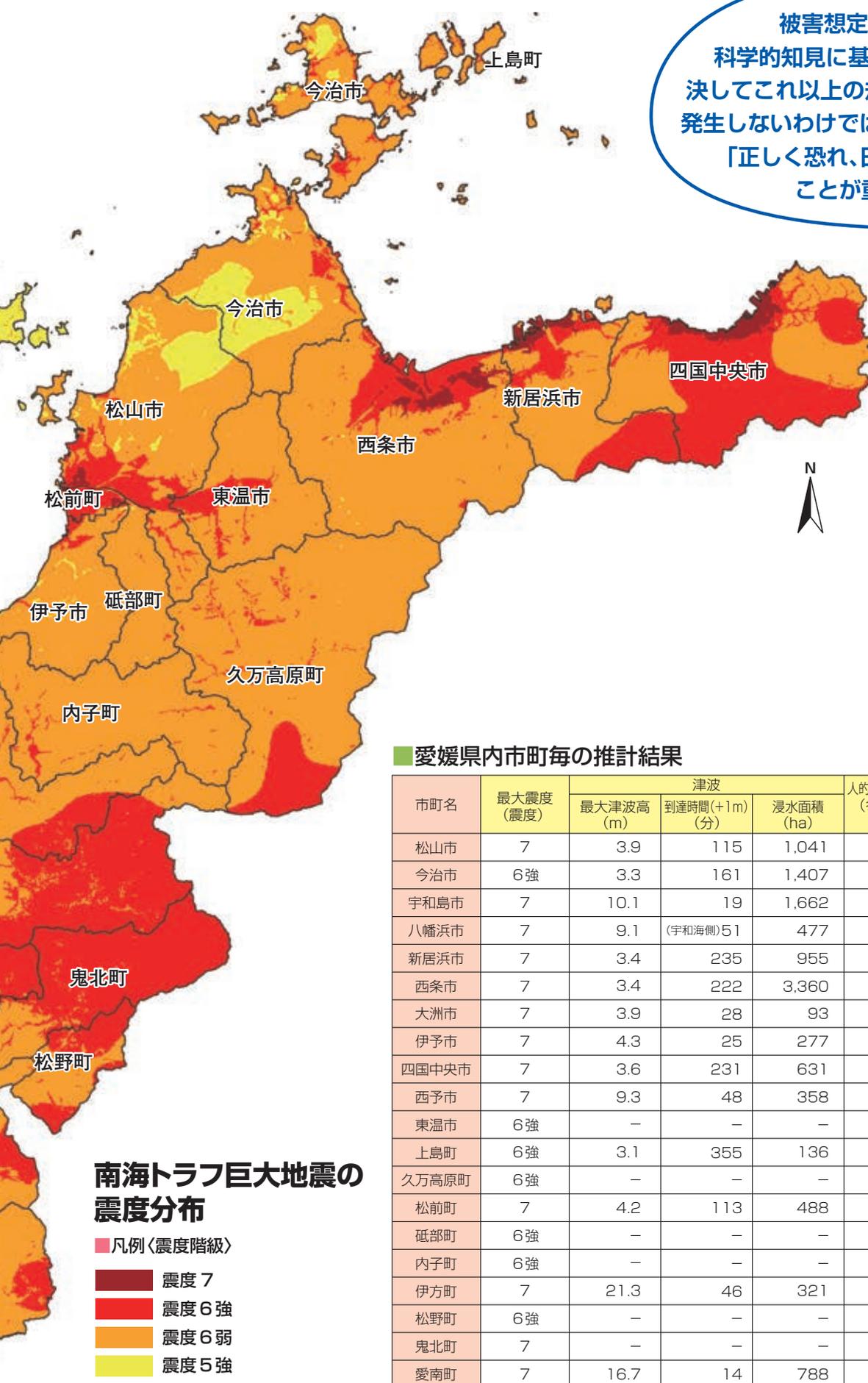
愛媛県地震被害想定調査では、人的・物的被害等の推計に加え被害軽減効果の試算も行いました。

住宅の耐震化や家具の転倒防止、早期避難等の日頃の備えで被害は減らせます。

1. 地震発生時にどういった行動をとれば良いか、日頃から考えるとともに、知識を深めましょう。
2. 住宅の耐震化、家具類の転倒防止対策の実施等、住宅の安全確保に力を入れましょう。
3. 防災訓練等の参加や避難場所を把握し、地震発生時に迅速に避難できるようにしましょう。

■南海トラフ巨大地震による人的被害とその軽減効果





被害想定は、現時点の科学的知見に基づく想定であり、決してこれ以上の規模で地震や津波が発生しないわけではないことも忘れず、「正しく恐れ、日頃から備える」ことが重要です。



南海トラフ巨大地震の震度分布

- 凡例〈震度階級〉
- 震度 7
 - 震度 6 強
 - 震度 6 弱
 - 震度 5 強

愛媛県内市町毎の推計結果

参照 P58・地震被害想定

市町名	最大震度(震度)	津波			人的被害(死者) (冬深夜) (人)	建物被害(全壊) (冬18時) (棟)	避難者数(1ヶ月後) (冬18時) (人)
		最大津波高(m)	到達時間(+1m) (分)	浸水面積(ha)			
松山市	7	3.9	115	1,041	715	35,759	60,518
今治市	6強	3.3	161	1,407	641	9,096	44,963
宇和島市	7	10.1	19	1,662	2,568	32,473	63,935
八幡浜市	7	9.1	(宇和海側)51	477	770	12,117	28,671
新居浜市	7	3.4	235	955	1,841	35,169	81,348
西条市	7	3.4	222	3,360	3,648	33,132	76,145
大洲市	7	3.9	28	93	484	9,319	28,438
伊予市	7	4.3	25	277	552	6,875	12,234
四国中央市	7	3.6	231	631	1,043	26,288	60,249
西予市	7	9.3	48	358	1,351	16,719	30,756
東温市	6強	—	—	—	126	4,286	16,251
上島町	6強	3.1	355	136	147	1,663	4,802
久万高原町	6強	—	—	—	68	1,082	2,571
松前町	7	4.2	113	488	258	8,245	20,216
砥部町	6強	—	—	—	16	285	4,085
内子町	6強	—	—	—	84	1,873	4,403
伊方町	7	21.3	46	321	222	1,916	3,215
松野町	6強	—	—	—	55	924	2,755
鬼北町	7	—	—	—	176	2,950	6,319
愛南町	7	16.7	14	788	1,265	3,457	7,028
県計				11,995	16,032	243,628	558,902

5 地震以外の災害

(1) 風水害の基本対策

愛媛県では、台風や大雨による風水害も心配されます。しかし、台風は、地震と違って、事前に規模や接近時間がある程度予測することができます。正確な情報をいち早くキャッチして、万全の対策をとり、被害を最小限にとどめたいものです。

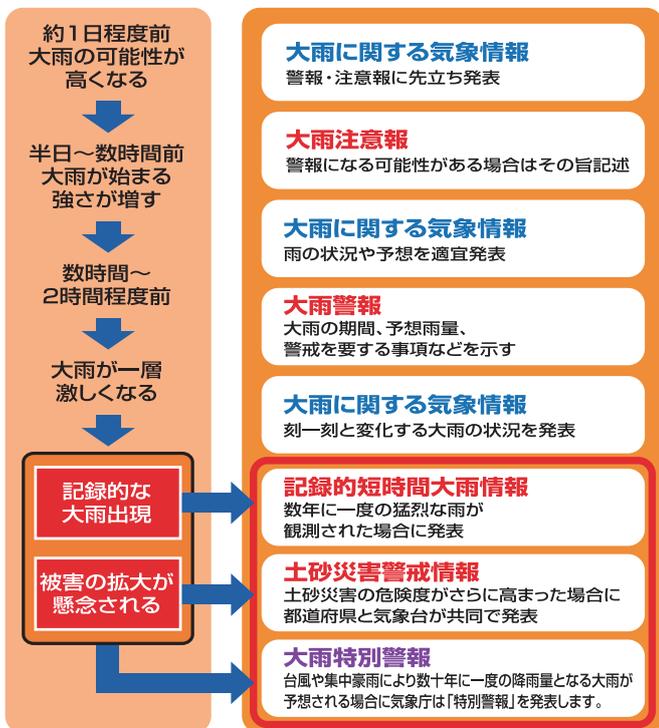
(2) 台風と集中豪雨

台風は、熱帯低気圧の一つで、日本へは、多くが7～10月にかけて接近します。台風がもたらす風は破壊力が強く、特に進行方向に向かって右側の方が強風になりやすいので注意しましょう。また、大雨による災害にも注意・警戒が必要です。

集中豪雨は、狭い地域で数時間にわたり集中的に降る大雨のことをいい、梅雨の終わり頃によく起こります。集中豪雨が起きると、河川の氾濫、がけ崩れ、地すべりなどの被害を生じ、造成地や扇状地、がけ付近などでは特に注意・警戒が必要です。

大雨により重大な災害のおそれがある場合、「大雨警報」が発表されます。さらに大雨警報発表中に土砂災害の危険度が高まった場合、「土砂災害警戒情報」が市町単位で発表され、また大雨警報の基準をはるかに超える大雨が予想される場合は、大雨特別警報が発表されますので、気象情報や雨の降り方に注意・警戒しましょう。

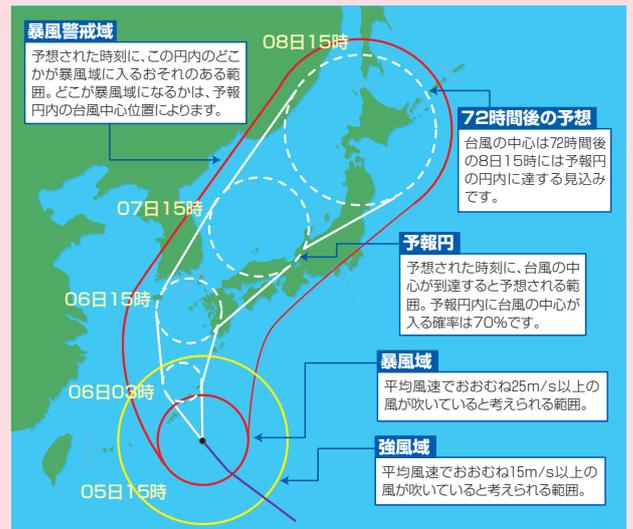
■大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報



■1時間の雨量とその降り方

1時間の雨量が20ミリを超えると、どしゃ降りて側溝があふれ、小さな川があふれ小規模ながけ崩れの危険があります。さらに、1時間の雨量が30ミリを超えると、バケツをひっくり返したような激しい雨となり、山崩れやがけ崩れが起こりやすくなります。危険地帯では避難の準備が必要です。

台風の進路予報の表示



●台風の進路予報の表示

台風が接近すると、気象庁から12時間、24時間、48時間、72時間先の台風の進路予報が出されます。さらに、3日以降も台風であると予想される場合には5日先までの進路予報が出されます。

台風の中心が到達すると予想される範囲を円で示したものを予報円といい、この円の中に中心が入る確率は70%です。また、風速15m/s以上、25m/s以上の風が吹いていると考えられる範囲をそれぞれ強風域、暴風域と言い、台風の中心が暴風域に入るとおそれのある範囲を円で示したものを暴風警戒域と呼びます。

台風の大きさと強さについて

台風の大きさの分類	風速15m/s以上の強風域の半径
大型(大きい)	500km以上800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

台風の強さの分類	最大風速
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

コラム

防災活動における女性の参画の重要性

平成23年の東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところもみられた。

地域の防災力の向上を図るには、地域における生活者の多様な視点を反映していくことが重要であるが、そのためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進める必要がある。内閣府では、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な防災対策に関する基本的事項をまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」*を作成している。

本指針では、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるようにすることや、自主防災組織の特定の活動(例えば、避難所における食事作り等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすることが必要としている。組織の編成にあたっては、女性を積極的リーダーにするとともに、女性の方からの意見も十分伺った上でそれぞれの役割を決め、単に女性ということだけで役割を決めることがないようにすることが必要である。

*URL: <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/>



(3) 土砂災害の危険が高い土地

土石流、地すべり、がけ崩れなど、土砂災害のほとんどは、長雨や大雨が原因となって起こります。また、近い将来発生する可能性が高い南海地震でも、土砂災害が発生するおそれがあります。普段から、地域の危険箇所を確認し、避難場所・避難経路について話し合っておくことが大切です。

土石流危険渓流 (どせきりゅうきけんけいりゅう)

愛媛県内に5,877箇所

谷や斜面に貯まった土・砂・石等が、梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒に流れていき、一気に流れ出してくるのが土石流です。破壊力が大きく速度も速いので、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまいます。土石流の流れる方向に対して直角に逃げるようにしましょう。

前ぶれに
⚠️注意!!

- 山鳴りがする
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める

地すべり危険箇所 (じすべりきけんかしょ)

愛媛県内に506箇所

比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象を地すべりといいます。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがあります。

前ぶれに
⚠️注意!!

- 地面にひび割れができる
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水が吹き出す

急傾斜地崩壊危険箇所 (きゅうけいしゃいしゃほうかいきけんかしょ)

愛媛県内に8,807箇所

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。突発的に起こり瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。また、地震をきっかけに起こることもあります。

前ぶれに
⚠️注意!!

- がけから水が吹き出す
- がけに亀裂が入る
- 小石がパラパラ落ちてくる

えひめ土砂災害情報 (国土交通省所管) マップ

愛媛県では、渓流や斜面など、土砂災害により被害を受けるおそれのある箇所 (土砂災害危険箇所) を調査し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定するとともにホームページ上で公開しています。

<http://www.sabomap.pref.ehime.jp/>

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後、大雨による土砂災害の恐れがある時に市町単位で発表されます。最新情報をホームページ等で確認し、避難の目安としてください。

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

※このほかに農地や山林においても危険箇所があります。

(4) 早めの安全対策をとろう

風水害による被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが気象情報等に注意して早めに避難することが大切です。台風や大雨警報、土砂災害警戒情報が出たら、早めに安全対策をとりましょう。



- ラジオ、テレビなどの気象情報や市町が発信する防災関係の情報に注意する。
- 外出先から早く帰宅し、家族全員と連絡を取り合う。家族が離ればなれになった時の連絡方法や避難場所を確認しておく。
- 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 貴重品などの非常持ち出し品をまとめておく。
- 豪雨によって地盤がゆるみがちな造成地、土石流のおそれがある扇状地、山崩れの危険がある山岳地帯、豪雨による洪水の危険がある河川敷など、災害の可能性が高い危険な土地では、いつでも避難できるように準備をする。



(5) 危険が迫ったときは

避難勧告や指示が発令されたら、自主防災組織や町内会などの単位で、リーダーや警官の誘導に従って、すみやかに避難場所に避難します。避難勧告や指示がなくても、住んでいる地域が危険な場合や、子どもやお年寄り、身体の不自由な人がいる場合には、早めに自主避難しましょう。

なお、避難を行うことにより、かえって生命に危険がおよぶおそれがあると認められれば、屋内待避を指示する場合があります。

コラム

平成30年7月豪雨災害

梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、長期にわたり雨が降り続いていましたが、特に7月5日から8日の4日間だけで愛媛県の7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、県下各地で、同時多発的かつ広範囲にわたる大規模な土砂災害や浸水害が発生しました。

豪雨災害では、人的被害は災害による死者が27人、避難生活中の体調不良やストレス等でお亡くなりになられた災害関連死が4人の計31人、住家被害は全壊625棟、半壊3,315棟、床上・床下浸水等を加えると6,619棟が被災したほか、断水は、最大で12市町、断水人口63,856人 (31,068戸) に上りました。特に宇和島市、大洲市、西予市、松山市、今治市において、土砂災害や河川の氾濫により、尊い人命が失われるなど大きな被害を受けました。避難所への避難者数は、最大で約4,300人に上りましたが、ボランティアの方々による泥出し作業や宇和島市、大洲市、西予市での仮設住宅の早期整備等により、9月30日に避難者がゼロとなりました (平成30年12月愛媛県とりまとめ)。



愛媛県土木部ドローン撮影



1 自主防災組織の必要性



▲同時に多発する火災

(1) 住民全体の防災力向上の必要性

防災対策の基本は、

- ①**自助**…住民一人ひとりが自分の命は自分で守る
 - ②**共助**…地域住民が連携して町の安全はみんなで守る
 - ③**公助**…行政が災害に強い地域の基盤整備を進める
- の3つであるといわれています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

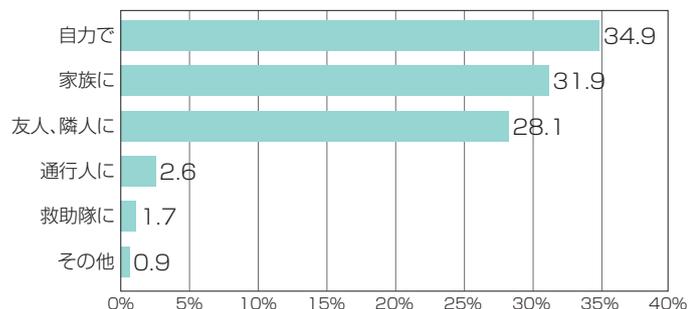
平成7年に発生した阪神・淡路大震災以前は、「防災は行政の仕事」「官と民の間には一線がある」といわれていました。しかし、阪神・淡路大震災クラスの大規模な災害が発生すると、交通の阻害や同時多発する火災への対応から、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下します。

事実、阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力または家族や隣人に救助され、消防などの公的機関に助けられたのは、わずか1.7%だったというデータがあります。

災害が大きくなるほど、被災者は膨大になり、情報は混乱し、道路や橋梁等の公共施設が被害を受けるため、防災機関などの適切で迅速な対応は困難となります。

このため、発災直後の人命救助や初期の消火活動は、近隣住民の協力が大きな役割を果たすことになります。

■生き埋めや閉じ込められた際の救助



(公社)日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

(2) 自主防災組織の育成は行政の重要な役割

自主防災組織は、災害対策基本法において、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町がその充実に努めるよう規定されています(5条第2項)。愛媛県では、地域の実情に応じて、町内会や小学校区などを単位とした自主防災組織の結成が進められており愛媛県における自主防災組織の組織率は、全国平均の83.2%(平成30年4月)を超える93.7%(平成30年4月)まで向上しました。

また、愛媛県では、今後非常に高い確率で発生が懸念される南海トラフ地震や台風災害などによる被害を軽減するため、平成18年12月に「愛媛県防災対策基本条例」を定め、個人(自助)、地域(共助)、行政(公助)が、それぞれの立場でやるべきことを示し、災害に強いえひめづくりに取り組んでいます。

参照 P33・災害対策基本法

参照 P35・愛媛県防災対策基本条例

(3) 自主防災組織をコミュニティ活動の核に

近年、地域住民の連帯意識の低下が見られますが、良いコミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進める視点からも重要です。

平常時からの人々の交流を通じた、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という地域防災のための住民活動は、さまざまなコミュニティ活動の核となるべきものです。

(4) 協働による地域防災体制の確立

自主防災組織の育成強化、地域の防災力向上のためには、防災の専門機関である消防署や消防団と緊密な連携、協力のもとに取り組んでいくことが必要です。

また、NPO(民間非営利組織)やボランティア団体、学校、事業所等、さまざまな組織やグループ等と連携しながら、地域ぐるみで防災力の向上を図っていくことが必要です。

参照 P24・協働による自主防災組織の活性化

コラム

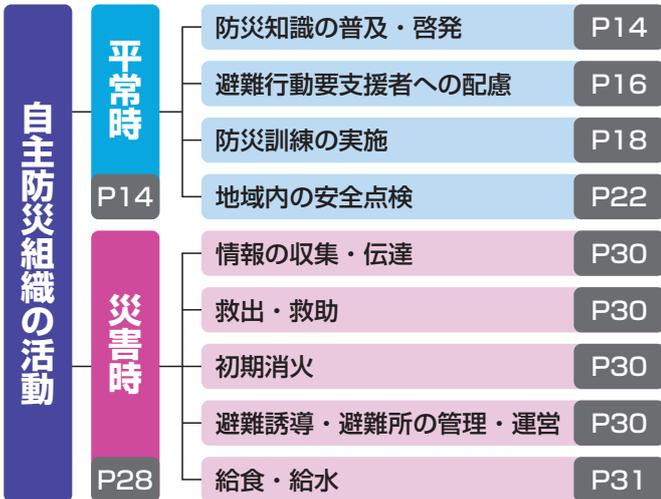
自主防災組織の新たな役割

自主防災組織は、自分の住む町や自分たちの隣人を自発的に守り合うための組織です。しかし近年は、「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法 平成16年6月成立)などにも見られるように、自然災害以外の非常時においても、地域の安心・安全を守る活動として、大規模災害時の初動対応のような避難住民の誘導や被災者の救援等での協力が期待されています。従来は大規模地震等を想定してつくられた自主防災組織ですが、社会情勢の変化に応じ、テロ、有事、地域安全の観点からも、今後さらにその役割は重要になってきています。



2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担います。



3 自主防災組織とはどんな組織か

(1) 自主防災組織の意義

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。自主防災組織は、災害発生時に、災害による被害を防止し軽減するために、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として結成されます。

地域によって、想定される災害や自然条件、住民の意識等はさまざまです。それぞれの地域の実情にあった、自主防災組織のシステムを整備しなくてはなりません。

自主防災組織の整備にあたっては、住民と市町、消防機関等が十分協議したうえで、組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を策定し、これに基づき迅速かつ効果的に防災活動を行えるよう、組織での役割分担を明確化しておくことが必要です。

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置付けや体系、役割分担などを明確にした運営ルールを策定しておくことが重要です。

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を、町内会の一つの組織として設ける場合は、町内会の規約を改正すればよいが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ③ 規約は、組織の目的、業務内容等を明らかにするとともに、役員を選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

(3) 自主防災組織の防災計画

参照 P36・資料編/計画例

災害発生時、自主防災組織があわてず効果的な防災活動を行うためには、あらかじめ防災計画を立てておくことが必要です。策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にはどう活動するかを、具体的な内容で計画しましょう。

河川が氾濫しやすい、高齢者が多いなど、地域の実情をふまえた上で、細かな防災計画を立てることも重要です。

また、市町が作成している「地域防災計画」と密接に関係しますので、市町や消防署などの防災関係機関と十分話し合い、適切な計画を立てるようにしてください。

防災計画に盛り込む内容例

- 自主防災組織の編成と任務分担
- 防災知識の普及・啓発事項、方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報の収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動、医療機関への連絡
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 避難行動要支援者への対応
- 食料・飲料水の確保、配給、炊き出し
- 他組織との連携

(4) 自主防災組織の編成

参照 P36・資料編/組織図例

自主防災組織の編成は、基本的に取りまとめの会長、副会長、役割別の活動班の構成となります。活動班ごとに班長を決めておき、活動班員は特定の地域に偏らないように気をつけます。専門の知識や経験を生かした配置を行い、訓練の度に活動量や分担を見直して、適切な組織体制を整えます。

また、水害やがけ崩れなどの地域の実情を考慮したり、在宅者が異なる昼夜で組織編成を考えることも必要です。

災害時に起こる想定外の事態に対しても、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができる対策を、きちんと考えておきましょう。

さらに、地域住民に対して組織の編成を周知し、各班の具体的な活動内容を理解してもらうことが、災害時のスムーズな協力体制の構築に繋がります。

班編成のポイント

- 地域内でバランスよく対応できる編成
人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りなく配置する
- 班の活動に実効性をもたせる経験者の登用
消火班には、消防団員等経験者、救護班には、医師、看護師経験者など、班の活動内容に応じた専門家や経験者を登用することが望ましい
- 地域内の事業所との連携
地域内にある事業所の自衛消防組織や従業員との応援協定を結び、補完できる体制を構築する
- 避難行動要支援者に対する取組み
福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成を検討する

4 リーダーとして行うべきこと

(1) 自主防災組織の現状把握

自主防災組織のリーダーは、自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、日頃から住民の防災意識を高める努力をすることが必要です。災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが要求されます。

このように重要な役割を果たすリーダーですが、まずは自主防災組織と地域の現状を知ることから始めましょう。

① 各種台帳の点検・整備

自主防災組織には、最低限必要な台帳が4つあります。自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、要支援者台帳です。

リーダーは、台帳を常に更新して、「だれが、どこに」いるかを正確に把握しておく必要があります。

ただし、台帳には個人のプライバシーに関わる事項も多いため、保管は厳重にするよう気をつけてください。

自主防災組織台帳

参照 P40・資料編

組織の世帯数や役員、防災訓練などの活動状況と、危険箇所や避難場所、装備品などについて、年次ごとに概要を記録したものです。人数や資機材などは毎年点検して、見直すことが必要です。会長が交代する場合は、台帳を渡すだけでなく、必ず内容を理解してもらえらるまで説明してから、引き継ぐようにしましょう。

世帯台帳

参照 P42・資料編

各世帯ごとの構成員、年齢、性別、血液型や居場所などについて記載された台帳です。主に避難場所で世帯の人数や、けがをした場合の血液型の確認などに使用します。

ただし、プライバシーに触れる項目については、記入しなくてもよいなどの配慮を忘れないようにしてください。

人材台帳

参照 P43・資料編

災害が発生したときに、医者や看護師、消防団員などの資格や技術を持った人材を、応急救護や救出援助に活用できるよう、まとめておく台帳です。

避難行動要支援者情報カード

参照 P44・資料編

災害時に、要介護高齢者や障がい者などを支援できるよう、要支援者などの実態を正確に把握するための情報カードです。しかし、プライバシーに関わるものなので、要支援者や家族の協力を得られるよう、災害時にどのようなサポートを想定した計画を立てるのかを具体的に説明した上で、可能な範囲で情報収集に努めるといった柔軟な姿勢の積み重ねが重要です。また、把握した情報の取り扱いには、十分に配慮しましょう。

避難行動要支援者台帳

参照 P45・資料編

自主防災組織内で介護が必要な人などの状況を把握するための台帳です。避難を誘導したり、避難所での対応に配慮が必要なため、地区の民主・児童委員の協力を得て作成します。ただし、プライバシーに関わる部分には十分注意しましょう。

② 防災資機材の点検整備

参照 P41・一般的な資機材例

自主防災組織が、災害時に防災活動をスムーズに行うためには、それぞれの活動に必要な資機材を揃えておく必要があります。地域の実情や組織の構成を考えたうえで、よく検討してください。補助制度を設けている市町もありますので、各市町の防災担当課に相談するのも有効です。

また、備えておくだけで、いざというときに使えなければ意味がありません。日頃から有効期間などに配慮して点検を定期的に行い、訓練などで取り扱いをマスターしておくようにします。

一部の人だけでなく、全員が使えるように交代で練習するようにしましょう。各家庭では、消火器や応急医薬品、水、食料などを備えておくよう、あわせて指導しておきます。



③ 避難計画書の点検整備

大規模な災害が発生した場合、多くの避難者で大混乱になることが予測されます。避難者が集まる避難所で、自主防災組織は、秩序をもった避難生活を支えるという、大役を担っています。あらかじめ、避難生活計画書や避難台帳を作成しておきましょう。

また、避難生活は、複数の自主防災組織が集まって運営される場合も想定されます。同じ避難所に避難する自主防災組織同士でよく話し合い、共同でより実用的な計画書を作成しておくといでしょう。

● 避難場所運営本部組織図

参照 P46・避難台帳1

大規模災害発生時、避難所がスムーズに運営できるよう、あらかじめ運営組織図を作成しておきましょう。平常時は、自主防災組織の組織図として利用できます。

● 安否確認カード

参照 P47・避難台帳2

大規模災害発生時に、住民の安否を正確に確認することは、応急対応を行う上で、最も重要であり、そのための基礎データとなるものです。

● 避難者名簿

参照 P48・避難台帳3

避難者名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない作業です。

● 避難所日誌

参照 P49・避難台帳4

避難所の問題点や課題を明らかにし、その対応や対策を行う上で参考となります。また、後日、災害を記録として保存するときに役立ちます。

● 避難者集計票

参照 P50・避難台帳5

避難所の状況を把握するための基礎資料となるものです。この集計票をもとに、給水や食糧供給等の計画を作成します。

コラム 避難行動要支援者名簿作成の義務化

東日本大震災では、犠牲者の過半数は高齢者が占め、障がい者も健常者の2倍程度に上ったことが推計されました。

災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者への支援等の強化が必要であり、このため高齢者や障がい者等の名簿の作成が市町村に義務付けられました。(災害対策法49条の10)

名簿を作成する市町と連携して、要支援者を把握していくことが必要です。



(2) 地域の情報把握と防災地図の整備

①地域の安全点検

参照 P22・地域の災害危険箇所の把握

防災の基本は、まず自分の地域についてよく知ることで、どんな危険があるか、どんな人が住んでいるかなど、次の項目についてじっくり点検してみましょう。

●**地理的条件**

- 地形、地質、水利、住宅密集度
- 避難所に適しているか など

●**社会的条件**

- 世帯数・昼夜別人口
- 生活必需品の取り扱い店舗
- 行政や医療機関の位置と所要時間
- 交通・通信手段 など

●**人間関係**

- 各世帯の家族構成、乳幼児・高齢者・病人などの居住状況
- 救助活動経験者（防災士、元消防士、元看護師等）、利用可能な建物所有者などへの協力依頼 など

●**防災上の危険要因**

- 道路・橋梁の幅と使用の可否
- 爆発物、有毒物、可燃物などの集積場所
- 倒壊の恐れのある家屋、煙突、塀、自動販売機 など

●**防災上の設備**

- 井戸、貯水槽などの水源
- 資機材設置場所、避難路や避難所に適した場所の確認 など

②防災マップの整備

参照 P27・防災マップの作り方

地域内の危険区域や防災施設を把握したら、その内容を記載した防災マップを作成します。これは住民に正しい情報を伝え、災害による被害を軽減するために有効な手段となります。

防災マップを作成する際には、県や市町が公表している被害想定調査の結果（→P6・南海トラフ巨大地震の被害想定参照）や危険箇所マップ（→P9・土砂災害マップ参照）などを参考にしてください。

コラム 家族や同僚、隣人など、身近な大切な人を守る 民間の防災リーダー「防災士」

防災士とは、「自助」「共助」を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構で認められた人のことをいいます。

災害発生時には、それぞれが所属する団体・企業や地域などの要請により、避難誘導や救助、避難所の世話などにあたり、公的な組織やボランティアと“協働”して活躍します。

また、平常時にあっては、地域や企業・団体で、防災意識の啓発や救急救命等の知識の普及、初期消火や防災訓練の推進、さらに求めに応じて防災計画の立案などにあたります。

愛媛県では、平成31年1月末現在で、12,415人の防災士が登録されており、自主防災組織の即戦力としても活躍が期待されています。

(3) 自主防災組織の活動目標の設定

自主防災組織の現状を把握したら、次はその内容を分析し、地域の実情にあった活動目標を策定します。

地域の防災活動の現場においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することはなかなか期待できません。消防署など防災の専門家からのアドバイスを受ける機会を定期的に設けて、防災の知識を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

したがって、活動計画の策定にあたっては、まず、中・長期的な視点に立った活動目標を設定し、前年の活動状況や年間を通じて、どのような防災活動を行う必要があるかについて班ごとに検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を具体化していくとよいでしょう。

また、こうした活動目標を掲げ、計画に沿った組織活動を進めることによって、メンバーのモチベーションが高まり、地域防災力を向上させることが期待できます。

1 班別に計画を検討する

班別に検討することで、活動のものをチェックできるようになります。できるだけ多くのメンバーで、意見を出し合ひましょう。

2 優先順位をつけて検討する

班別の意見をテーマ別に関連付けて整理し直し、優先順位を考えて討議します。重要度や緊急性を考慮して、実現可能なものを検討するようにしましょう。

3 時間や予算を考慮して計画を作る

テーマ別に整理された内容に、時間的な制約や予算といった要素を加味して討議します。組織の現況を把握して、活動計画を立てましょう。

4 年間重点項目を決定する

年間活動計画に重点項目（目玉事業）を設けることで、メリハリのきいた計画ができます。中長期計画を立てるうえで役立つので、検討してみましょう。

【年間計画例】 平成〇年度 ○○自主防災会年間活動計画

- 月 台帳見直しのための用紙配布
- 月 総合防災訓練の打ち合わせ
- 月 家具の固定アンケートの実施
- 月 総合防災訓練
- 月 台帳の作成
- 月 地域防災訓練
- 月 班単位の検討会
- 月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 月 防災資機材の点検
- 月 個別訓練
- 月 家庭内対策の講習会

コラム 毎年

12月21日「えひめ防災の日」

12月17～23日「えひめ防災週間」

愛媛県では、昭和21年に死者26人の被害を出した「昭和南海地震」が発生した、12月21日を「えひめ防災の日」と定め、12月17日から12月23日まで1週間を「えひめ防災週間」として、防災キャンペーンに取り組みます。県民や自主防災組織による「自助」及び「共助」の取り組みを促進するため、市町や消防等と連携しながら、防災キャンペーンや防災意識啓発講演の実施、自主防災組織による防災訓練の支援などを行います。自主防災組織の年間計画を立てる際、防災活動の実施日として予定に入れておきましょう。



1 地域住民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。

まず、防災は生きぬくことが基本であり、地域住民との連帯がなければ困難であることを伝えましょう。そのことを住民の一人ひとりが理解できれば、その地域は災害に強いまちに一步近づくことができます。

(2) 家庭内対策の促進

参照 P59・家庭のできる防災準備

家庭内での対策をしておくことが大切な家族を救うことにつながります。そのためにも、家族間での話し合いや準備が必要です。

1. 家族間で安否確認手段等、災害時の行動の確認が大切

災害後、すぐに家族と会えるか、また連絡がとれるか分かりません。どのような手段で連絡(安否情報を確認)するか、どのように行動するか、家族間で確認しておきましょう。

2. 非常用持ち出し品の準備

非常時には物資や常備薬等の必要なものが手に入らなくなります。いざという時のために普段から準備をしておきましょう。

3. 避難場所、避難路の確認

市町の作成している防災マップ等を利用して、災害時の危険箇所や避難場所(避難所)を確認しましょう。避難場所が確認できたら次は避難ルートの確認です。自宅から避難場所までの安全なルートについて家族で話し合ひましょう。

4. 緊急連絡カードの作成

日頃から名前や住所、家族名、血液型、緊急時連絡先、持病がある場合は処方薬の種類や量、服用法等を記載したカードを作成し、財布などに入れ、常に身につけておくようにしましょう。緊急時の身元確認、治療等に役に立ちます。

特に、子どもを対象に防災知識の普及・啓発を行うことは、災害時に子どもたちが適切に行動することができるようになるだけでなく、家庭への普及も期待されることから、積極的に防災教育を取り組むことが重要です。

コラム

災害時のペットの救護対策

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者のこころのケアの観点からも重要です。

平成23年の東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じました。また、飼い主とペットがともに避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例もみられました。

このため、環境省では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」*を作成し、避難所等におけるペット同行避難者に対する対応事例を掲載していますので、本ガイドラインを参考にしながら、災害時に避難所等でどのようにペットの取扱いをするのかを平常時から検討しておくことが必要です。
*URL: https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html

防災知識普及ポイント

- ます各家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう
- 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
- 繰り返し継続的に、知識の普及活動に努める
- 市町や消防機関などの講演会や研修に参加する
- チラシやパンフレットの作成や配布
- 災害体験者や、被災地の現地視察などの話を聞く
- 地震体験車による地震の疑似体験、防災ハイキング、町内運動会など、イベントの中で防災について考える機会を作る

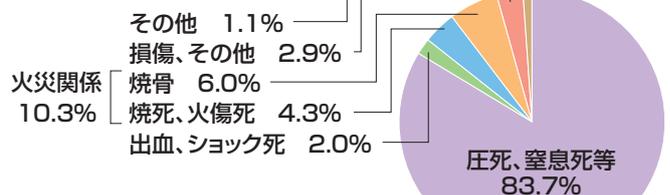
■ 阪神・淡路大震災と東日本大震災の死因別の状況

東日本大震災



(警察庁調べ)

阪神・淡路大震災



(兵庫県警の資料より)

家庭内対策・指導ポイント

家屋の耐震診断と補強

市町においては耐震診断や耐震補強の補助を行っています。

補助制度や耐震診断の仕方等については、各市町に確認ください。



外のブロック塀や塀の上の固定していないプランター等の改善も必要です。

また、木造住宅については、個人の方でも簡単な耐震診断はできます。

※(一財)日本建築防災協会HP参照

食料・飲料水の備蓄

大規模な災害が起きると、輸送活動に大きな支障が生じるため、お金があっても食料品を入手できない状況が考えられます。また、病院自体の被災やけが人が大量に発生することから、けがをしても病院ですぐに治療を受けることもできなくなります。

このため、救援活動が受けられるまでの間、生活できるように、各家庭では、家族構成を考えて食料や水を蓄えるとともに、救急医薬品を準備しておくことが必要です。



通常家庭で保存しているものも活用し、最低7日分の食料と水を確保しよう
(うち3日分は非常用持ち出し)

【持ち出し品リスト】

食料……………3日分

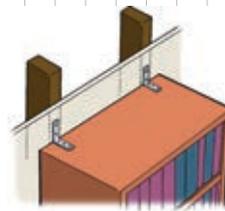
主食：米、乾パン、インスタント食品など
副食：漬物、梅干し、佃煮、缶詰など
調味料：みそ、しょうゆ、塩など

飲料水……………1人につき1日3リットルの水を最低3日分
(その他、多目的に使えるよう風呂に水を入れておく)

救急医薬品…包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬など

非常持出品…携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパーなど

家具などの転倒・落下防止と避難経路の確保



家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようあらかじめ固定しておきましょう。冷蔵庫などキャスターがついているものは意外と動きやすいので、

しっかり固定します。倒れた家具は外へ逃げる時の障害にもなりますので、避難通路にはなるべく物を置かないようにしておきましょう。



【ここをチェック☑】

- 寝室、幼児・高齢者・病人のいる部屋に、たくさんの家具を置いていないか。
- 照明器具、額縁、吊り棚の物が落ちてこないか。
- 食器棚などのガラスが割れて中のものが飛び出したり、2段、3段重ねの家具の連結部がはずれて倒れてこないか。
- テレビや人形ケースなどを家具の上に置いていないか。
- バルコニー、ベランダの手すりなど落下しやすいところに、植木鉢を置いていないか。
- 火元の付近に燃えやすいものはないか。
- 避難通路に割れたガラスが飛び散らないか。
- 玄関など外への避難通路が、家具の転倒によりふさがれないか。

家庭内での役割分担を

家族みんなの防災意識を高め、それぞれの役割分担や連絡方法を確認するため、月に1度は家庭で防災会議を開きましょう。定期的な話し合いを積み重ねることで、いざというとき、落ち着いて適切な行動がとれるようになります。



家庭防災会議は次のような点を確認しましょう。

- (1) 地震が起こったときの身の守り方
- (2) 家族がバラバラに離れているときに災害が発生した場合の連絡方法
- (3) 避難場所とそこへ行く道順
- (4) 火の始末、非常持出品など災害時における家庭での役割分担
- (5) 応急手当の仕方

2 避難行動要支援者への配慮

(1) ふだんから避難行動要支援者との交流が大切

避難行動要支援者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報を取得する能力、避難そのものの必要性や避難方法等について判断する能力、避難行動を取る上で必要な身体能力の面で、ハンディキャップを持つ人々を総称する概念です。

具体的には、傷病者、身体障がい者、精神障がい者をはじめ、乳幼児や体力的な衰えのある高齢者、日本語の理解が十分でない外国人など、災害が発生した場合、自力による避難が困難で、支援を要する者を避難行動要支援者としてとらえることができるでしょう。要支援者といっても、そのハンディの内容や程度は、かなり個人差があります。要支援者の状況を知る福祉ボランティアや介護従事者、社会福祉協議会等と連携しながら、普段から交流し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが大切です。また、地域の高齢者など、要支援者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、要支援者の防災対策を考える上では大変重要です。なお、プライバシーの部分には、十分気をつけ、配慮を怠らないようにしてください。

(2) 在宅要支援者の家庭内対策

全国社会福祉協議会では、在宅の障がい者等が家庭内で取り組むべき防災対策を、次のようにまとめています。

自主防災組織においても、市町、福祉関係者及び在宅の要支援者自身と協働で、在宅の要支援者の自主防災力向上に向けた対策を講じておきましょう。

A 安全な空間の確保

【共通】

- ① 家具が倒れないように固定する。
- ② 重いものは、押入やタンスの下に入れる。
- ③ 置物などは高いところには置かない。
- ④ ガラスが割れて床に散らばったときのためにスリッパなどを身近に置く。
- ⑤ 避難しやすいように、寝室から玄関までの間には物をできるだけ置かないようにし、脱出ルートを確認しておく。
- ⑥ 壁に筋交いを入れ倒壊しないように補強する。

【視覚障がい】

- ① ガラスなどが飛散して、床が危険になるので室内にスリッパなどを用意する。
- ② ラジオがすぐに利用できるような身近に置いておく。
(または携帯ラジオを身につける。)
- ③ 仕事用の施術ベッドを固定しておく。

【聴覚障がい】

- ① 補聴器を枕元に置く。小さいので紛失しないように工夫する。
- ② テレビ等のスイッチがすぐ入れられるようにしておく。
- ③ ファックスを設置しておく。

【肢体不自由】

- ① 居住スペースは、できれば堅牢な建物の1階を選ぶ。
- ② 車いすが通れる幅を常に確保しておく。
- ③ 車いすが倒壊した家具の下敷きにならないように、安全な場所に置く。
- ④ 車いすが使用不能になったときのため、それに代わる杖などを用意しておく。

B 備蓄と非常時用持ち出し品

【共通】

- ① 乾パンなどの食料品、飲料水
- ② 懐中電灯
- ③ 携帯ラジオまたはテレビ
- ④ 乾電池(定期的に取り替えたもの)
- ⑤ 身のまわり品(下着などの衣類、タオル、必要に応じておむつ、生理用品など)
- ⑥ 救急セット
- ⑦ 常備薬
- ⑧ 現金
- ⑨ 雨具
- ⑩ 「緊急連絡カード」(住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関、常備薬の種類などを記載したもの)
- ⑪ 非常用ベル(緊急通報装置)

【視覚障がい(弱視を含む)】

- ① 白杖 ② 糖尿病、緑内障のある人は常備薬

【聴覚障がい(難聴を含む)】

- ① 補聴器と専用電池 ② 携帯ラジオ(文字放送つきが望ましい。)

【脊髄損傷】

- ① 携帯用トイレ

【脳性マヒ】

- ① 携帯用トイレ ② 食事セット

【内部障がい】

- ① ストマ用具(備蓄は、最低10日～30日分が望ましい。)
- ② 洗腸セット(水、ウェットティッシュ、輪ゴム、ビニール袋、はさみ)

【知的障がい】

- ① 常備薬と処方箋
- ② 身のまわり品や食べ物
(こだわりを持っている場合は、それを考慮する。)

【精神障がい】

- ① 緊急連絡カード(かかりつけの医療機関名、薬の種類を忘れずに記載しておく。)



コラム

ヘルプカード・ヘルプマークについて



愛媛県では、障がいのある方等が適切な支援を受けられるようにするため、ヘルプカード・ヘルプマークを導入しています。

ヘルプカードは、聴覚障がいや内部障がいなど、障がいのあることがわかりにくい方や言葉などでうまく意思を伝えることができない方が、具体的な困りごとや手助けしてほしいことを書いて携帯し、災害時や緊急時に周囲の人に支援を求めることができるもので、市町の障がい福祉窓口で配布しています。

また、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、障がいのあることがわかりにくい方が、鞆等につけることで、外見から支援や配慮が必要なことがわかり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っているときに「何かお手伝いしましょうか?」と声掛けをもらうなどの支援を受けやすくするもので、県及び市町の障がい福祉窓口で配布しています。



C 避難場所の確保

【共通】

- ① 平常時に自分の住む地域の指定された避難場所を確認しておく。
- ② 平常時に避難場所を確認し、実際に歩いて行ってみる。



D 情報の確保

【共通】

○日頃から入手しておく情報

- ① 市町の広報紙や福祉団体からの機関誌等によって、どこに連絡すればどのような情報が得られるか確認しておく。
(地方公共団体の広報紙について、点字、録音などのものが必要な場合は、市町に連絡すること。)
- ② 必要な連絡先は、災害時に紛失しないように壁に貼ったり、ノートに整理しておく。
- ③ 障がい関係団体に加入するなど障がいのある人どうしのコミュニケーションネットワークをつくっておく。

○障がいのある人自身からのアピールのために

- ① 緊急時に、知らせてもらえる人(安否を確認してくれる人)を確保しておく。
- ② 市町の福祉関係、かかりつけの医療機関、保健所等の相談窓口への連絡方法を確認しておく。
- ③ 障がい関係団体との連絡体制を確保しておく。
- ④ 助けを求める方法を確認しておく。

【視覚障がい】

- ① 携帯ラジオを常に携帯しておく。
- ② まわりの状況を知らせてくれる人を確保しておく。

【聴覚障がい】

- ① 警察、消防、病院、行政、障がい関係団体との連絡に必要なファックス番号を確認しておく。
- ② 救護のサインを練習しておく。
- ③ 手話通訳のできる人を確保しておく。

【肢体不自由】

- ① 緊急時の介護者を確保しておく。

【内部障がい】

- ① かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。
- ② 人工透析を行っている場合、かかりつけ以外の医療機関への連絡方法を確保しておく。
- ③ ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を確認しておく。
家族にも同様の連絡先を知らせておく。また、処理方法を家族にも教えておく。

【知的障がい】

- ① パニックになって飛び出し、迷子になった場合に連絡してもらえよう、名札を身につけておく。

【精神障がい】

- ① かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。
- ② 保健所や作業所等の連絡先を確認しておく。

「社会福祉関係災害対策要綱」

発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会
作成：社会福祉関係災害対策検討委員会
発行日：平成8年3月31日

E 近隣・地域社会とのつながりを強める

【共通】

- ① 近隣の人々に「障がいのある人」であることを理解してもらい、社会の一員として受け入れてもらう。
- ② 以下のような留意点があること理解してもらう。

【視覚障がい】

- 情報に不自由し、行動にも不自由すること。
- 周囲の環境が変化すると、一人では行動できなくなること。

【聴覚障がい】

- 口話、手話、筆談でコミュニケーションができること。

【重症心身障がい】

- できれば、本人と関係を持っている医療機関、福祉機関を知ってもらうこと。

【知的障がい】

- 精神的に不安になる場合があること。
- 他人への配慮が得意ではないこと。
- 特定のものにこだわりをもつ場合があること。

【精神障がい】

- 必要な場合には、保健所、福祉事務所、医療機関などの、通常本人と接触しているスタッフに、連絡をとってもらうことも必要なこと。
- ③ 地域活動へ積極的に参加する。
 - 町内会の行事に参加する。
 - 自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加する。
 - 地域の社会福祉協議会やボランティア団体と交流し、顔見知りとなっておく。
 - 地域の障がいのある人を担当する相談員を知っておく。

コラム

高齢者を襲った悲劇

死者の内、60歳以上の割合は、阪神・淡路大震災では54.1%、東日本大震災では66.1%と、被災者の大半は高齢者でした。阪神・淡路大震災では、足腰が弱った高齢者の多くは1階で寝起きしていたことによる家屋倒壊によるものや、東日本大震災では、高齢化率の高い地域を津波がおそったことにより犠牲者が多かったと推測されます。

更に、長期にわたった避難生活等は、体力的に弱い高齢者にとっては過酷なもので、東日本大震災の震災関連死の内66歳以上の割合は89.1%と大半を占めています。

■高齢者の死者の割合

区分		全体(人)	内、高齢者(人)	割合
阪神・淡路大震災(直接死) ※厚生省調べ		5,488	2,970 (60歳以上)	54.1%
東日本大震災	直接死 ※警察庁調べ	15,681	10,360 (//)	66.1%
	関連死 ※復興庁調べ	2,916	2,599 (66歳以上)	89.1%

また、東日本大震災では、高齢者や障がい者等逃げ遅れた人を助けるため、多くの消防団員や自主防災組織の役員が犠牲になりました。地震・津波が比較的多く、備えのあった東北地方でも、実際には迅速な避難行動が出来ず、このような悲劇が起きました。

高齢化率の高い愛媛県においても防災における高齢者対策は、重要な課題となっています。最悪の事態に備えて、日頃から、要支援者の対応を考えておく必要があります。

3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

実際に災害に直面したとき、とっさに適切な行動をとるのは難しいものです。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日頃から繰り返し、十分な訓練を積んでおくことが必要です。自主防災組織では、定期的にさまざまな訓練を行い、より多くの人に参加を呼びかけましょう。

(2) 訓練の成果をあげるために

どんなに防災訓練をしても、発生した災害に役立たなければ単なる無駄に終わってしまいます。「災害発生時に役立つか」「防災知識が身につくか」という2つにポイントを絞って、防災訓練を実施することが大切です。

① 訓練計画を立て計画的な訓練を実施

防災訓練の成果を上げるためには、決められた時間内で効果的な訓練を行うことが必要です。まず、訓練の目的や実施要領を明らかにして、実施計画を立ててみましょう。市町の防災訓練担当者に相談するのも有効です。

② 関連機関との調整

訓練の実施計画ができれば、早い段階で防災関係機関に内容の確認・検討と協力を依頼します。また、訓練の会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしましょう。届け出の内容は訓練の開催日時、責任者、訓練内容と訓練会場、目的や参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは、危険が伴いますので、必ず消防機関との綿密な打合わせが必要です。訓練予定日直前には、再度確認しておくことも、忘れないようにしましょう。

③ 地域の特性に応じた訓練の実施

地域によって、津波の危険性が高かったり、土砂崩れの恐れがあったりと災害の危険性は異なります。防災訓練は、地域の特性を考慮した内容で行うとよいでしょう。



● 海岸に隣接した地域

津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練

● 河川に隣接した地域

河川の氾濫を想定した訓練

● 急傾斜地に隣接した地域

がけ崩れを想定した訓練

● 住宅密集地

延焼火災を想定した訓練

● 観光地

観光施設利用者を加えた訓練

● 社会福祉施設に隣接した地域

社会福祉施設入所者を加えた訓練

● 事業所と住宅地が混在した地域

事業所と住民との合同訓練



自主防災組織に対する 教育訓練機会の提供について

国および地方公共団体は、自主防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、自主防災組織の構成員に対し、教育訓練を受ける機会を提供するように、消防組織法第52条第2項に規定されています。

これは、大規模災害時における住民の「自助」「共助」の活動の推進を図るため、行政の側に努力義務を課したものです。

④ 訓練実施日の周知徹底や訓練内容に変化をつける

訓練日時は、回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、訓練の実施をすべての住民に、周知徹底します。また、いつも同じような日時に設定すると、同じ人しか参加できません。休日や夜間など、多くの人が参加できる日時も積極的に取り入れましょう。

訓練内容も、いつも同じでは参加者が減少します。毎回テーマや年代層を絞って、変化に富んだ訓練を実施します。女性だけや高齢者と子どもを対象とした避難訓練、高校生などによる情報伝達訓練、地域の災害を想定したイメージトレーニングなど、マンネリにならないよう工夫してください。

⑤ 興味をもって参加し、楽しめる訓練

防災訓練は、自主防災組織の活動や各種資機材の操作方法を地域住民に理解してもらう大切な機会です。しかし、住民にとっては、何となく堅苦しく参加しにくいイメージがあります。少しでも参加しやすくなるように、イベント的な要素を取り入れることが重要です。

● 訓練例

- 泊2日のテント生活体験
- バケツリレー競走
- 担架競争
- 起震車体験
- AED体験
- 防災クイズ など



コラム お祭りは防災訓練そのもの!?

お祭りと防災とは全く結びつかないように思えますが、お祭りはまさに防災訓練そのものです。

例えば、お祭りでは本部としてテントを立てますが、これは災害時の仮設本部の設営訓練にあたります。テントを立てるときには、倉庫から骨組みをリヤカーで運ぶので、物資運搬訓練にもなります。夜になると、発電機を回して明かりを点けます。ここで発電機の使い方を学び、きちんと発電機が稼働するかどうかのメンテナンスをすることになります。また、焼きそばや焼き鳥の屋台を出す場合は、大きなポリ容器で水を運んだり、食材を運んで加工したりします。これはまさに炊き出し訓練です。

さらに注目したいのは、お祭りには、男性も女性も、老いも若きも、さらに子どもたちも自らすすんで参加します。これほど多くの地域住民が参加する行事はないのではないのでしょうか。

このようにお祭りをきちんとすることは、地域の防災訓練につながっているのです。

⑥避難行動要支援者が参加しやすい工夫

東日本大震災では、犠牲者の過半数は高齢者が占め、障がい者も健常者の2倍程度に上ったことが推計されました。災害時には、高齢者や障がい者など、避難時に支援を必要とされる「避難行動要支援者」の対策が重要な課題となっています。

要支援者対策を進めていく出発点は、日常的な安全対策やケア対策そのものにあります。非常時だけを対象にした活動を考えても、実際の災害時に有効に働きません。

地域の高齢者などの要支援者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、要支援者の防災対策を考える上では大変重要です。まずは、要支援者の身になって地域の防災環境を点検してみましょう。車椅子でも避難路を通れるか、放置自転車などの障害物がないか、外国人にもわかるような標識が出ているか、耳や目の不自由な人への警報や避難勧告の伝達方法が用意されているか、といった内容をチェックしましょう。

また、日頃から積極的に、要支援者とコミュニケーションをはかり、防災訓練にも積極的に参加してもらうようこころがけましょう。実際の訓練には、障がいのある人などを講師に招いて、障がいの特性に応じた救出・救護法を修得していきましょう。その場合、できるだけ、火災や家屋倒壊など、仮想災害のもとで救出訓練をすると効果的です。

このように、防災訓練の際に、障がい体験プログラムを取り入れると、参加者の避難行動要支援者に対する理解が深まります。

障がい体験のプログラム例

- 目隠しをして町内を歩いてみる。
- 聴覚障がいのある人のコミュニケーション（初歩の手話、筆談）を体験してみる。
- 車いすで町内、駅、市町庁舎などを移動してみる。
- 補助具などの重い負荷をつけて歩いてみる。



(3) 事故防止

訓練中の事故を防ぐため、次の点に注意してください。

①危険を伴う訓練は、必ず専門家の指導を受けましょう

消火訓練、救出・救助訓練は、必ず消防署員などの専門家の指導を受けましょう。

②事前に十分な説明をします

訓練前には必ず参加者に注意を促し、訓練で使用する資機材の操作方法や危険性について、十分な説明を行いましょう。

③服装は訓練に適したものを着用します

軍手、ヘルメット（防災ズキン）なども、必要に応じて身につけましょう。

④訓練中に事故が発生した場合は、適切な処置をします

訓練中は整理・整頓を心がけ、事故防止には万全の注意を払いましょう。万が一事故が発生した場合、ケガ人の救護を最優先にして適切な措置を行います。

コラム 地震の揺れを体験してみよう!

愛媛県では、地震防災対策の啓発および訓練の一環として、地震体験車の無料貸出を行っています。

地域の防災訓練等で貸出を希望する場合は、最寄りの消防署もしくは、市町の防災担当者に相談してください。

■地震体験車の貸出条件

- 貸出対象者：市町長または消防長
- 申請〆切：貸出希望日の30日前まで
- 貸出期間：約5日間（無料）



(4) 防災訓練災害補償制度の適用について

市町又は消防機関では、防災訓練での事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。防災訓練を実施する前に、担当窓口で補償の条件や内容等を確認しておきましょう。

■補償の種類・限度額

損害賠償死亡一時金	5,000万円
損害賠償傷害一時金（等級に応じ）	5,000万円
災害補償死亡一時金	700万円
災害補償後遺傷害一時金（等級に応じ）	700万円
入院療養補償（90日まで）	3,500円×日
通院療養補償（90日まで）	2,500円×日
休業補償（90日まで）	3,000円×日

(5) 各種防災訓練

防災訓練で代表的なものは「A情報収集・伝達訓練→P20」「B消火訓練→P20」「C避難訓練→P20」「D避難所開設・運営訓練→P21」「E給食・給水訓練→P21」「F救出・救護訓練→P21」の6つです。どの訓練も欠かすことのできない、そして複合的に機能することで、被害を食い止めるための重要な訓練です。

大地震が発生した時、自分たちの地域でどんな災害が発生する可能性があるのか、積極的にイメージトレーニングにも取り組み、いざという時に落ち着いて行動できるようにしておきましょう。

コラム 防災活動での住民意識と現実のズレ

防災対策の基本は「自助・共助・公助」がうまくかみあうことだといわれています。その中でも重要なのは自助であり、それぞれの割合は「自助：共助：公助＝7：2：1」であると考えられています。しかし、住民の多くは、公助が7割で、自助は1割だと思っているのが現実です。

まずは、住民一人ひとりが、防災体制の基本は「自分の命は自分で守る＝自助」であることをしっかり理解した上で、「地域の安全はみんなで守る＝共助」に繋げていくことが重要です。

また、地域の防災活動の三原則は、①楽しく参加できること、②政治色・宗教色抜きであること、③活動目標・内容が明確適切であること、といわれています。住民が楽しみながら、防災意識を高めていける環境づくりを進めていきましょう。

代表的な防災訓練

A 情報収集・伝達訓練

災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、市町も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマで住民が混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を訓練しておきましょう。

情報収集訓練の流れ

地域の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

1 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す同時に、住民から直接報告のあった被害状況を確認する

2 情報班員は、現場で地域住民から被災状況を収集する（情報班員は、「いつ、何（誰）が、どこで、どうして、どのように」になっているかをメモにとる）

3 地域住民は、地域の状況を情報班員に伝達する（不正確な伝達は、かえって混乱をきたす要因となるので、口頭での伝達は避ける）

4 情報班員は、情報班長へ収集した情報を伝える

5 情報班長は、この情報を記録、整理して市町対策本部に電話等で報告する

情報収集訓練のポイント

- ① **時機に適した報告**…詳しい状況がすぐに分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に、確認した情報を報告するなど、時機に応じた報告が重要。（バイク団体などの協力があると効果的）
- ② **事実の確認**…災害時にはデマや噂が流れがちになる。情報はできるだけ確認すること。
- ③ **情報の一元化**…市町対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がないようチェックする体制を敷く。
- ④ **定期的な報告**…「異常なし」も重要な報告。
- ⑤ **通信機器に慣れる**…無線などの使用方法をマスターする。通話は簡潔に。（アマチュア無線団体などの協力があると効果的）

情報伝達訓練の流れ

市町対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する手順を訓練します。

1 市町対策本部は、自主防災組織本部に口頭等で情報を示す

同報無線・サイレン・有線放送・半鐘などで伝達

2 自主防災組織本部の情報班長は、わかりやすいよう伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす（口頭だけでなくメモも渡して正確な情報を伝える）

3 情報班員は、地域分担して巡察し、拡声器などで伝達する（口頭だけでなく、チラシや掲示板なども利用する）

情報伝達訓練のポイント

- ① 伝達は難しい言葉は避け、簡単な言葉で
- ② 口頭だけでなくメモ程度の文書も渡す
- ③ 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させる
- ④ デマや噂には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意
- ⑤ 各世帯への情報伝達を正確かつ効率的に行えるよう、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく
- ⑥ 視聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人への情報の伝達には十分配慮する

コラム 「地震だ! 火を消せ」はまちがい?

1923年の関東大震災で、約14万人もの人命が火災等で奪われた苦い経験から「地震だ! 火を消せ」が、長い間、日本の地震防災の合い言葉でした。しかし、阪神大震災以降は、揺れの最中に調理中のガスコンロに近づくと、かえって大やけどなどの危険性が高いことから「地震だ! 揺れが収まってから火を消せ」が正しい防火対策となっています。



B 消火訓練

消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の使用方法や、消火技術を習得します。火災から身を守る方法などについても学びます。



C 避難訓練

突然災害が起こっても、すばやく安全に避難できるように、避難経路や避難所などを、地域住民一人ひとりに周知します。その際、避難時の携行品や服装などについても指導します。また、リーダーとしての誘導方法や、一人で避難することが困難な避難行動要支援者への手助けの方法なども習得します。

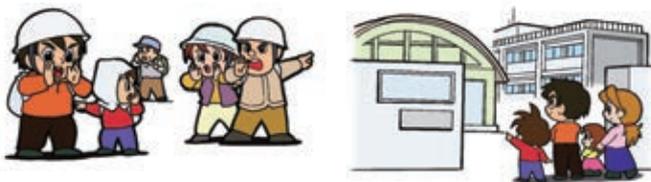
突然発災時の避難訓練の流れ

地域の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

- 1 情報班により地域住民に「〇〇による避難勧告」などを伝達
- 2 避難にあたっては、火災発生防止の処置を行うとともに、安全な服装で当座の生活必需品を携行して避難所に集合する
- 3 避難所の人数をすばやく確認する
行方不明者がいる場合は、手分けをして安否を確認する

避難訓練のポイント

- ①情報班による避難勧告などの伝達
- ②避難者の人数、避難行動要支援者の状況を把握
- ③避難所への避難のためのグループを作り、誘導員、情報員などの役割分担を示す
- ④リーダーは避難所、避難経路を適切に選び伝達する
- ⑤避難行動要支援者を中心にして、避難者がはぐれないようロープなどにつかまって避難する
- ⑥避難途中も、ラジオなどから災害情報を入手する
- ⑦避難所へ到着したら、出発時に確認した人数が揃っているか確認する
- ⑧避難訓練は、夜間にも行ってみましょう



D 避難所開設・運営訓練

避難所の運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校などと、運営を担う市町及び自主防災組織が十分連携して行う必要があり、避難所の運営計画に基づき、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の運営訓練をします。

コラム

避難所でのコミュニケーション

災害時の外国人住民・旅行者などへの支援として「コミュニケーション支援ボード」や「災害時多言語シート」などを準備することも大切です。

- コミュニケーション支援ボード
<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>
- 災害時多言語シート <http://dis.clair.or.jp>



E 給食・給水訓練

災害時は、救助物資の不足による混乱が予想されます。救援物資を必要とする人の人数を町内会等の班別に集約し、各班のリーダーが公平に救援物資を入手できる給食・給水システムを確立しておきましょう。

- 1 給食・給水班を構成する
- 2 テントを張り、テーブルを用意
- 3 釜や飯ごう、大鍋などを使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う（被災後の衛生状況が悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う）

給食・給水活動のポイント

- ①各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難本部に報告する
- ②公的機関からなどの救援物資の配給計画を立てる
 - 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する
 - 町内会などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ
- ③給水拠点や給水方法を決めておく
 - 事前に給水車による給水拠点を決めておく
 - 給水車からの給水方法を訓練しておく
 - 地域内で井戸などの飲料水を確保できる場所を調査しておく

F 救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用法や家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動などを学びます。応急手当の方法などについても習得します。



コラム

避難所での避難行動要支援者支援体制

避難行動要支援者に対する避難所でのサポート体制を事前に確立しておくことは、避難所の適切な運営に欠かせません。

- 要支援者のハンディキャップに十分配慮した的確な情報の提供を行う
- 要支援者は、被災直後の対応がまずいと健康状態が悪化しやすいので、身体介護などケア体制を確立しておく。介護は原則的に家族で行うが、介護を行う家族がない場合は、予め要支援者台帳（→P45参照）に登録しておく
- 介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳（→P43参照）を活用し、看護師等の適任者に交代で介護を依頼する。また、手話、ガイドヘルパーなどの受け入れにも配慮する

4 地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。

そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握するとよいでしょう。

地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行いましょ。
 - 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておきましょう。
 - 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておくといでしょう。
 - 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用しましょう。
 - 市町等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておくといでしょう。
- こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。そのため、地域住民の参加を促すために、地域内を実際に歩いてみるイベントを行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりにつなげてみるのもよいでしょう。

5 避難所の開設・運営等に向けての準備

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

しかし、東日本大震災では、水、食糧、トイレ等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活でした。避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行することが必要です。なお、避難所で提供する主な生活支援には、下記の表のようなものがあり、平常時から、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町職員の役割分担を明確化することが必要です。

また、避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることが必要です。

避難所の機能・役割

分野・項目		避難所の機能	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健、医療衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

災害種別や避難情報を示す図記号



防災マップの例



避難勧告等が発令されたら

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所(建物等)
 ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆったりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。
 資料:内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)

防災情報提供のイメージ

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等(市町村)	防災気象情報・水位情報等(気象庁、国土交通省、都道府県)
(洪水・土砂災害) 警戒レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動	行動を促す情報 災害の発生(出来る範囲で発表)	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(市町村の避難勧告等の発令に資する情報)
(洪水・土砂災害) 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに立退き避難等 直ちに命を守る行動(事態が切迫している場合等) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示(緊急) 避難勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報、危険度分布等 住民の自発的な避難に資する情報を公表 気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供
(洪水・土砂災害) 警戒レベル3	高齢者等は立退き避難 その他の者は立退き避難準備等	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始 	行動を促す情報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 避難情報の把握手段の確認、注意等 		注意報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル1	災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意等 		警報級の可能性

資料:内閣府「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」

6 協働による自主防災組織の活性化

大規模な災害が発生すると、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難です。近隣の自主防災組織と、相互に情報を交換したり、助け合う協力体制が必要となってきます。そのため、普段から近隣の自主防災組織や、地域の防災機関、災害ボランティア等と連携を取ることで、いざという時、一体となって防災活動を行うことが可能になります。

消防団とは

日頃から火災予防や初期消火活動を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって最も頼れる存在です。消火訓練はもちろん、救出・救護や避難所での活動においても、消防団と密接な連携をとることが必要です。

- 消防団の放水訓練
- 可搬ポンプの使用方法などの指導
- 消防団の保有する資機材情報の提供
- 災害時の救出・救護、誘導などの協力

学校(教員)とは

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わります。実際に避難した際に混乱しないよう、近隣の自主防災組織とも一緒に、避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

- 避難所運営についての体制の確立
- 学校施設の状況や保有する資機材の確認

近隣の自主防災組織とは

災害時、避難所が一緒になる場合があります。日頃からコミュニケーションをとり、災害時に混乱が起これないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心がけてください。

- 近隣自主防災組織との定期的な会合
- 災害時の応援協力体制の確立
- 合同訓練(講演会等の催し物)の開催
- 避難所の運営体制の構築(分担)→避難生活計画書の作成
- 保有する資機材情報の提供

地域の事業所とは

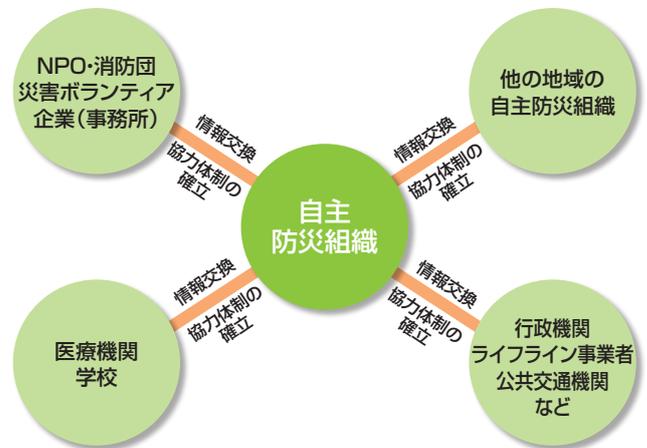
平日の昼間発生した場合など、地域の事業所が保有する資機材の提供や、従業員による救出・救護活動への協力が得られれば非常に役立ちます。地域内にどんな事業所があるかを把握し、定期的な防災訓練への参加を呼びかけたり、事業所が実施する防災訓練への協力をするなど、日頃から密接な連携をとっておきましょう。

- 災害時(訓練時)の協力体制の構築
- 防災訓練への呼びかけ
- 救出・救護、災害弱者の避難などへの従業員の協力
- 避難行動要支援者の避難場所としての施設の開放
- 外国人労働者への防災知識の普及

その他の人材・団体とは

地域内には、NPOや災害ボランティアをはじめ、婦人防火クラブや青年団、日赤奉仕団、医療機関(医師)など、防災活動に携わることが可能な人材や団体が存在します。このような団体とも連携をとり、協力体制を確立しておきましょう。

- 炊き出し訓練などへの協力
- 避難行動要支援者への援護
- ボランティアの受け入れ調整



災害ボランティアと 自主防災組織の連携のポイント

災害ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細かな対応ができることに持ち味があり、災害発生後の被災地の状況にあった活動が期待されています。

ただ、受け入れ側となる被災地としては、全国から集まった土地勘のない災害ボランティアに対して、的確に作業等を依頼・指示する必要があります。

災害ボランティアが気持ちよく活動し、また被災地が気持ちよく災害ボランティアを受け入れるためには、地域の事情に詳しい自主防災組織が、災害ボランティアの情報を被災者に周知し、また被災者のニーズをとりまとめる役割を果たすことが求められています。

そのためには、日頃から、災害ボランティアを受け入れる際、どのようなニーズが地域に見込まれるか、またどのようにして地域に求められる人材(マンパワー)に関する情報を収集するかについて検討し、地域の災害ボランティアコーディネーターと災害時の連携について、事前に確認、調整を図っておくことが重要です。

災害ボランティア活動への対応ポイント

- 災害状況を説明し、災害ボランティアの受け入れ内容を協議する
- 地域内の救護ニーズをとりまとめる
- 災害ボランティアの活動に立ち会う
- できるだけ具体的に作業を依頼する

7 先進的な自主防災組織が抱える課題

すでに活動をしている自主防災組織では、下記のとおり、組織運営、活動上のさまざまな問題を抱えていることが報告されています。

これらを改善するには、住民が自主的に防災意識を高め、活動に参加できるような体制づくりが必要です。また、その活動を担う人の熱意と行動力が、大きな力ぎを握っているのも事実です。自治体・地域が一体となって、育成事業に力を注ぎ、適切なリーダーを選ぶことが重要です。



コラム

自主防災組織のリーダーに求められる資質

自主防災活動の活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きいため、リーダーには、地域の多くの意見をまとめる見識、能力があり、かつ防災に積極的な関心のある人が理想的です。

具体的には、「行動力がある」「地域において人望が厚い」「多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる」ことが要件としてあげられます。

さらに、災害発生直後の混乱した状況において、消火・援助等を進めていくうえでは、「非常時の現場の状況をともしきる力がある」「他人に声をかけ、活動に参加させる力がある」「消火、援助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある」ことも、リーダーに求められます。

こうしたリーダーは、地域に何人いてもよいので、例えばお祭りなどのイベントの機会を利用して、地域の世話好きな人を見つけて交流を図りながら、潜在的にリーダーたり得る人物を発掘し、協力し合う関係づくりも重要です。

【自主防災組織の組織運営、活動上の諸問題】

環境条件

結成動機と組織維持の困難さ

行政の強い勧めや町内会・自治会役員の決定によって結成されるなど、必ずしも住民の自発的動機によるものでないため、活動に対する住民の関心が低調で人材の確保も難しくなり、組織の維持自体が危機的となる。

町内会・自治会への依存体質と防災活動の相対的低調さ

町内会・自治会が母体となっていることで、防災活動は、町内会・自治会活動の沢山の活動のうちの一つとなり、しかも、他の行事と比べマイナーな活動になってしまう。また、町内会・自治会との組織的重複が、役員の過剰負担や役割分担・情報伝達ルートの混乱の原因ともなっている。

情報入手・情報確認の限界

自主防災組織は、情報入手手段や入手した情報の真偽確認の手段が限定されているため、流言防止や早期避難という面で大きな役割を期待されているが、これを十分果たすことができない。

他組織との接触の少なさ

他地域の自主防災組織や地域内の多様な住民組織、自衛消防組織、警察や学校など、他組織との接触が少ないため、刺激や情報が入らず、活動方法や内容がマンネリ化してしまっており、新鮮味が欠け、そのことが住民の参加をさらに低調なものとしている。

資源問題

人的資源の問題

役員の高齢化、役員の任期交代に伴う活動の継続性の欠如や積極性の低下、役員の引き受け手、すなわち、リーダーの不足などの問題

物的資源の問題

資金不足、資機材不足、資機材の老朽化に伴う整備やレベルアップのための資機材切り替えの難しさ、補助金制度の改善などの問題

活動上の問題

平常時の問題

活動のマンネリ化、活動計画の不備、組織拠点の問題など

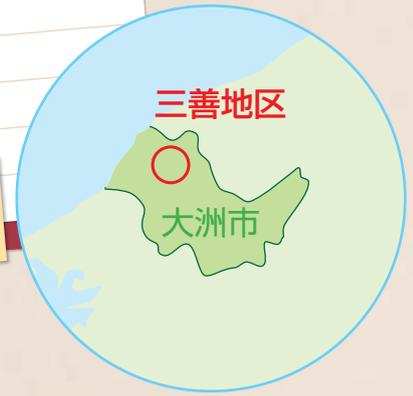
発災時の問題

情報伝達の限界、初動体制や応急活動における限界、避難行動要支援者対策の難しさなど

愛媛県内での活動事例

愛媛県内で活発に活動している
自主防災組織の活動事例を紹介します。

みよし
三善地区自主防災組織
平成28年度「災害・避難カード作成事業」モデル地区



【組織&地区データ】(平成30年12月末現在)

本部長：祖母井玄
結成日：平成18年2月10日
所属組織：三善地区自主防災組織
面積：11.13km²
世帯数：398世帯
人口：873人

■三善地区の現状および西日本豪雨災害の状況

田畑が広がる大洲市三善地区は、肱川と矢落川の合流地点の下流域に位置し、地区のほぼ中央を肱川が流れています。昔からたびたび水害が発生しており、地区内の川はほとんどが土石流警戒溪流に指定されているほか、山側には土砂災害警戒区域が複数あります。近年では平成16年・17年に住宅浸水・農地冠水が、平成25年に農地冠水が発生しました。

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では肱川が氾濫し、三善地区の浸水想定区域も水に浸かりました。場所によっては床上1m35cmまで水が上がってきた家もありました。昭和18年の水害の経験から、指定避難所の三善公民館も浸水する可能性があったため、公民館に避難していた約60人は、いち早く高台の施設へと移動しました。

結果として、公民館は被災を免れましたが、過去の経験を生かした早めの避難行動をとることができました。



当日の様子

■「災害・避難カード」のモデル地区に選定

三善地区は内閣府の「災害・避難カード作成事業」の平成28年度のモデル地区に選ばれました。当事業に応募するために、約1年間かけて「三善地区防災計画書」を作成。モデル地区選定後は、「災害・避難カード」の作成を目指し、地域住民を対象にしたワークショップを3回開催。各地域のリーダーをはじめ、防災に関心のある人は誰でも参加できるようにしたため、毎回80人を超える住民が集まりました。

【ワークショップの開催日と主な内容】

- 第1回／平成28年8月28日
災害リスクや災害時の行動などに関する意見交換
- 第2回／平成28年11月20日
避難計画づくりと「災害・避難カード」の仮作成
- 第3回／平成29年1月29日
仮作成した「災害・避難カード」を使った避難訓練

三善地区の取り組み事例

■“上から目線”を“地区目線”へ変更した計画書

昔から水害に悩まされていた住民は防災に対する意識が高く、以前から地区独自の防災計画書を作成していました。しかし内容は国土交通省や県などが提供する情報をまとめただけのいわゆる“上から目線”の防災計画書でした。そこで、地域住民の意見を反映した防災計画書の作成に着手。各地区総代や歴代自治会長、消防団員、老人会役員、民生委員など地区の事情に精通した人たちが中心となり、約1年間かけて「三善地区防災計画」(平成27年8月作成)を完成させました。

■地区住民独自の視点で作った「災害・避難カード」

「災害・避難カード」には、水害と土砂災害時の避難場所などを確認するハザードマップ「わたしの避難行動」と、名前や緊急連絡先を記した個人情報カード「わたしの情報」の2つがあります。

このうちハザードマップは、三善地区内の17地域それぞれのマップで作成しています。マップ内に示されている浸水想定区域は、過去最大とされている昭和18年の水害をベースに、概ね100年に1回程度の頻度で起こる大雨に相当する、肱川流域の2日間総雨量340mmを想定しています。

また地域内の独居老人や障がい者など、避難時に「気にかける人」を書き込むようになっています。



ワークショップの様子



ハザードマップ
「わたしの避難行動」

■17地域全戸の代表者に対し、説明会を実施

3回のワークショップを経て「災害・避難カード」のベースが完成した後、三善地区内の17地域ごとに「災害・避難カード」の住民説明会を実施しました。地域内の全戸の代表者が出席できる日程を調整した上で、カード作成の経緯や記入のポイントなどを説明。また、地域内の、避難時に「気にかける人」の名前を出し合って「災害・避難カード」に書き込みをしてもらいました。17地域すべての住民説明会を終えるまでに3カ月を要しましたが、住民の防災意識が一層高まったことで西日本豪雨災害では一人の犠牲者も出さず、スムーズな避難ができました。

■専任の防災対策本部長を任命

自主防災組織では、自治会長などが防災対策本部長を兼務するケースが散見されますが、三善地区では本部長を専任にしています。平常時であれば兼務でも支障はありませんが、災害発生時を考えた場合、陣頭指揮に専念できる人材を確保することが地域の安全確保につながると考えたからです。

また専任となった本部長は責任感が芽生え、地域防災に真摯に取り組むことで人間的な成長が期待できます。地域で人材を育成することで、将来的な防災力強化につなげています。

■独自の財源を確保

三善自治会では、自治会活動の財源を確保するために、古紙とアルミ缶の回収を実施しており、月に1万円ほどの収入を得ています。この一部が自主防災組織の予算に回されています。

独自の財源があることで活動に余裕が生まれるだけでなく、「自分たちのお金」を自覚することで防災に関する議論がより一層深まるようになりました。



回収場所が住民同士のコミュニケーションの場になっています。

三善自治会長・三善公民館長 窪田亀一さんのコメント

地域の防災で一番大切なのは「命と対話」だと思います。自分の命を第一に考え、行動しなければなりません。命があれば会話ができますし、その会話が災害時の助け合いの鍵になる情報を与えてくれます。



コラム

松山市の防災マップを参考に見よう

防災マップには、まず、防災拠点となる消防施設や避難場所などの基本情報を、マークなどを使って分かりやすく表示しましょう。さらに、土砂崩れや津波など、自分たちの暮らす地域にとって危険度の高い災害に対する情報を盛り込み、注意を促すことも大切です。マークや色、大きさなどを工夫して、わかりやすく表示することを心掛けます。



消 防 施 設	災害危険区域・警戒区域
消防署	急傾斜地崩壊危険箇所
支署・出張所(消防署)	土石流危険渓流
水防倉庫	山腹崩壊危険地区
防災関連施設	崩壊土砂流出危険地区
警察署・交番・駐在所	地すべり危険箇所
救急医療機関	水防区域など
市役所・支所・出張所	河川水防区域
主な官公庁	河川水防区域の内、特に危険な箇所
一時避難場所(公園・緑地)	海岸・港湾水防区域
避難所	ため池要水防箇所
備蓄倉庫	
広報サイレン	
ヘリコプター離着陸場	
緊急輸送道路	



防災マップ作りのポイント

自分たちの地域にとって危険度の高い情報も地図上に表示しましょう。

●地震災害に注意が必要な地域

- 密集地で一時的な安全を確保するための避難場所
- 延焼火災から安全を確保するための広域避難場所
- 負傷者用の臨時救護所の開設予定場所
- 緊急車両以外の車両通行が規制される緊急輸送路

●津波の発生が予想される地域

- 過去の津波浸水区域
- 津波から安全を確保するための津波避難場所や避難路
- 津波警報や避難情報等を広報する非常警報施設

●水害の発生が予想される地域

- 過去の浸水箇所
- 水害防御に注意が必要となる河川の重要水防箇所
- 水害から安全を確保するための風水害用避難所

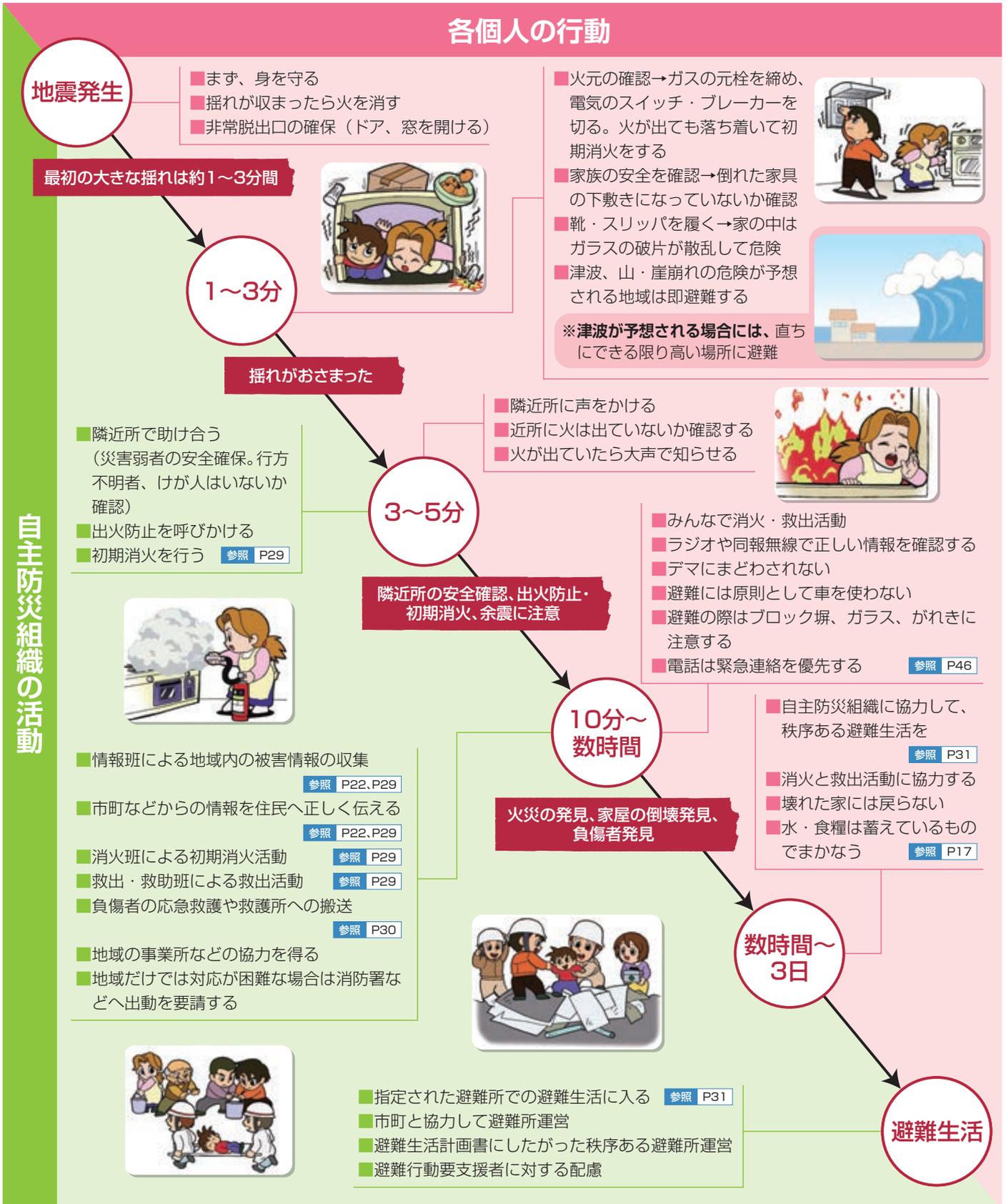
●土砂災害発生が予想される地域

- 過去の災害発生箇所
- 危険であるとされている土砂災害危険箇所
- 土砂災害危険箇所の被害影響範囲
- 土砂災害から安全を確保するための風水害用避難所や避難路



1 地震災害が発生した場合の時間的経過に伴う自主防災活動

大地震が突然発生した場合、どんな事態が起こり、何をすればよいのでしょうか。時間の経過とともに想定される状況と活動をシミュレーションしてみましょう。



自主防災組織の活動

- 隣近所で助け合う（災害弱者の安全確保。行方不明者、けが人はいないか確認）
- 出火防止を呼びかける
- 初期消火を行う 参照 P29

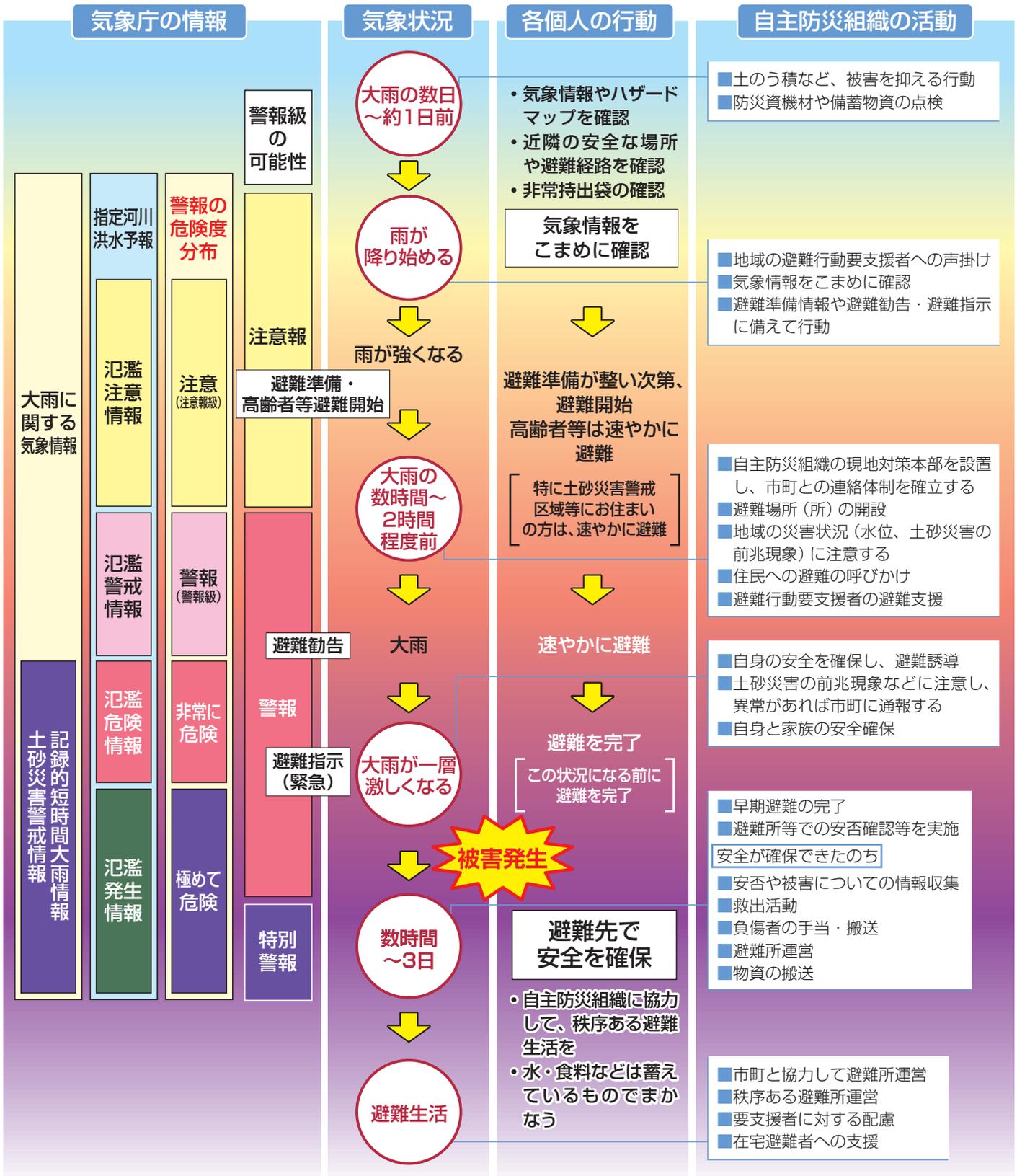
- 情報班による地域内の被害情報の収集 参照 P22, P29
- 市町などからの情報を住民へ正しく伝える 参照 P22, P29
- 消火班による初期消火活動 参照 P29
- 救出・救助班による救出活動 参照 P29
- 負傷者の応急救護や救護所への搬送 参照 P30
- 地域の事業所などの協力を得る
- 地域だけでは対応が困難な場合は消防署などへ出動を要請する



② 風水害が発生した場合の時間的経過に伴う自主防災活動

地震発生時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険性を避けるために早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となります。

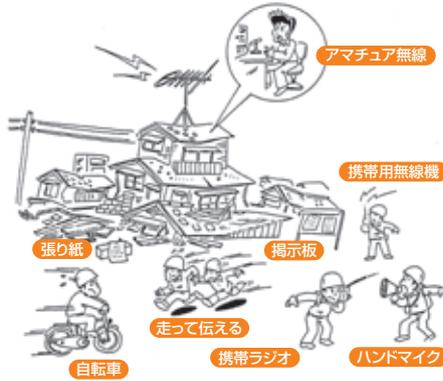
風水害などの自然災害が発生する場合、どんな情報が発表され、何をすればよいのでしょうか。時間の経過とともに想定される状況と活動のシミュレーションをしてみましょう。



③ 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

災害が起こるおそれがある場合は、すぐに住民に警戒情報を伝えます。災害が発生した場合は、地域内の被害状況を迅速に取りまとめ、市町の災害対策本部に報告してください。

死傷者の人数や建物などの破壊状況、火災発生の有無や状態などを、正確に速く伝えることが、今後の応急対策や予防に役立ちます。情報収集と伝達システムを確立することは、自主防災組織にとって非常に重要な活動のひとつです。



情報の収集及び伝達のポイント

- 情報収集を迅速に行うため、あらかじめ調査区域を分け、担当者を決めておく
- 記入フォームを作っておくと、必要な情報をもれなく把握することができる
- 各区域の被害報告を取りまとめ、情報班長が市町災害対策本部などの防災関係機関に報告する（「被害なし」という報告も、災害の全体像をつかむための重要な情報。必ず本部へ報告すること）
- 同報無線や市町の広報車、テレビやラジオからの情報を確認し、デマによるパニックなどが起こらないよう、各家庭へ正確な情報を伝える 参照 P20・情報収集・伝達訓練

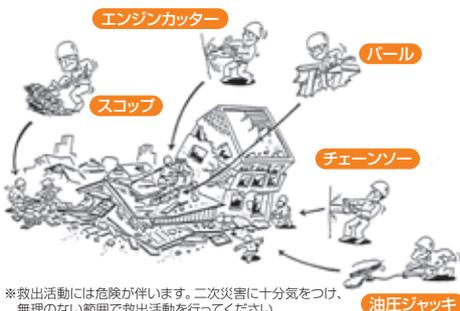
④ 被災者の救出活動

阪神・淡路大震災では、地震発生から15分間に約60%の人が亡くなっています。また、長時間にわたって内臓を圧迫されていた場合は、救出しても生存率がかなり低下します。

行政の消防力が低下する大規模災害時には、自主防災組織による素早い救出が被災者の生死を分けます。

倒壊家屋からの救出には、専門的な知識や技術が必要です。防災訓練時に、自主防災組織として対応可能な救出方法を、消防署員や消防団に指導してもらいましょう。

また、迅速な救出には人手が要ります。近隣住民や避難所に避難している人の協力を得ることも重要です。



※救出活動には危険が伴います。二次災害に十分気をつけ、無理のない範囲で救出活動を行ってください。

救出活動の手順

- ① まず自分の安全を確認し、家族や隣人の救出にあたる
- ② 大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める 参照 P21・救出・救護訓練
- ③ 居場所を確認したら、救出するための人を集める（負傷者が見える場合は5～10人、見えない場合は20人くらい）
- ④ ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出する
- ⑤ 大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどの資機材を利用し、必要な場合は速やかに消防機関などの出動を要請する。また、すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく

⑤ 消火活動

地震による火災を防ぐには、各家庭による防火対策が一番重要です。

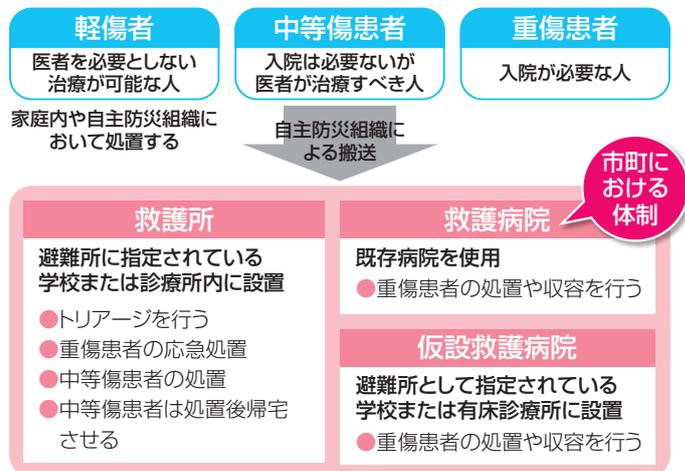


それでも出火した場合は、自主防災組織が協力して初期消火活動にあってください。ただし、地域で行う初期消火活動は、あくまで火災の延焼防止が目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したら、その指示に従いましょう。

⑥ 医療救護活動

大規模な災害が発生すると、その施設の被災や多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず適切な応急手当を行いましょう。また、重傷患者や中等傷患者は、救護病院や市町が設営する救護所に搬送するようにします。救護病院の場所は、事前に市町に確認しておきましょう。応急処置法については資料編を参考にしてください。

- 参照 No.1 容態の観察/P51 参照 No.2 出血の手当/P52 参照 No.3 心肺蘇生/P53
 参照 No.4 AEDを用いた心肺蘇生法/P54 参照 No.5 気道確保の方法/P55
 参照 No.6 人工呼吸/P56 参照 No.7 代用副子・三角巾による骨折固定法/P57

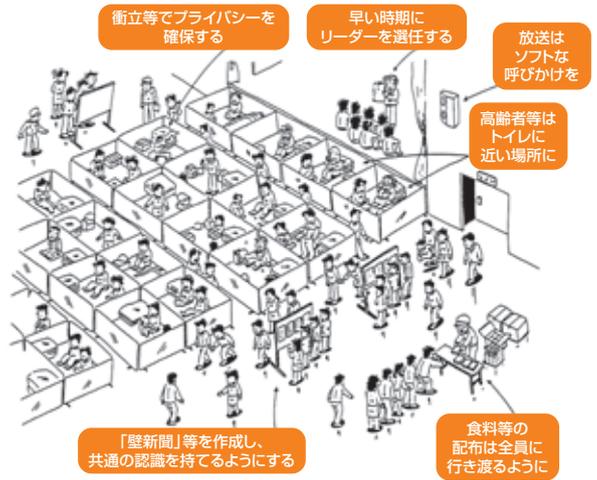


⑦ 避難行動

住民の生命や身体に危険が生じる津波や土石流、河川氾濫、大火災などの危険が切迫している場合、危険地域の住民に対し、市町長から避難勧告や避難指示（緊急）が出ます。



その場合、自主防災組織が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。そのためには事前に、防災関係機関とも十分に協議した避難計画を、関係住民に徹底しておく必要があります。下記事項を考慮のうえ、綿密な避難計画を練っておきましょう。



避難計画策定にあたっての注意点

- 住民がよく知っている広くて危険のない場所を、あらかじめ集会所、避難場所として決めておく
- 避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従ってまとまって避難できるようにしておく
- 自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、3パターンほど選定しておく
- 避難行動要支援者に対する配慮を怠らず、全員が安全に避難できるよう便宜を図る
- 日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく

参照 P20・避難訓練

8 避難生活

避難生活は、災害によるショックや共同生活の不自由さ、不便さを強いられるため、決して楽しいものではありません。お互いに助け合って少しでも快適に過ごせるように、自主防災組織が中心となって、避難住民の生活の秩序を保つ必要があります。高齢者や障がいのある要配慮者には、特に温かい配慮を忘れないようにしましょう。

そのためには、避難生活計画書や避難台帳をしっかり作成しておくことが大切です。

■ 情報の伝達経路を決める

- 市町からの情報は、市町配備職員が受け、情報総括班長に伝える
- 情報総括班長は、各自主防災組織の情報班長に伝える
- 各情報班長は、その連絡を住民に伝える
- ラジオなどから直接入る情報にも注意する

■ 掲示板・伝言板の設置

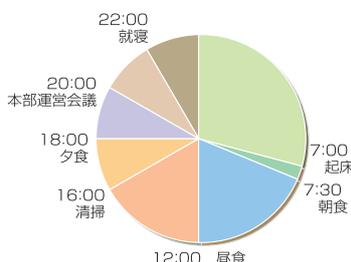
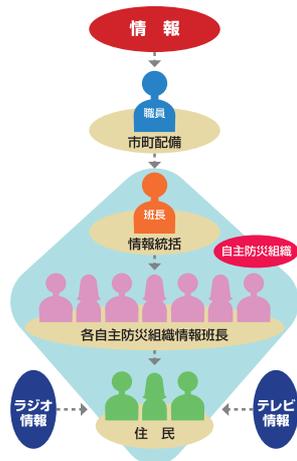
- 掲示板や伝言板などを通じて、情報の伝達や共有に努める

■ 安否確認

- 安否確認カードなどを活用し、避難所ごとの安否確認を行う

■ 生活時間を決める

- 生活区域、生活上のルールを決める
- 生活の時間も決めておく



■ 食料・水の確保は

- 原則として食事は、各自の非常持ち出しの食料でまかなう。その場合、火を使う料理は避ける
- 避難が長期にわたり、各自の食料でまかなえない場合は、共同で炊き出しを行う
- 食事や給水は、リーダーの指示に従い、順序よく行う

■ ゴミのルールを決める

- 生ゴミは、場所を決めて出す
- その他のゴミは分別し、きちんとわけて出す

■ トイレのルールを決める

- トイレはきれいに使用し、定期的きちんと清掃する

■ ペットへの対応

- 飼育舎の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末などを徹底しておく

■ 緊急輸送手段の確保

- 緊急時に備えて、各自主防災組織から車両を一台ずつ用意するなど、輸送対策を決めておく

■ 避難所の運営・管理の注意点

- 避難所は、行政機関が指定している場所を基本とする
- 市町担当、避難施設の管理者、自主防災組織が中心となって避難所運営組織を設ける
- 運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各総括班長をおく
- 運営本部の下に自主防災組織ごとの班編成を行い、班ごとの役割を決める
- 運営本部会議を1日1~2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認するとともに、情報の共有に努める

■ 縁故避難

- 親せき宅への避難など、避難先を変更した場合は、情報班を通じて、運営本部へすみやかに連絡する

■ 使用禁止建物への立ち入り禁止

- 倒壊の危険がある建物は、ロープ等で閉鎖し、立ち入りを禁止する

■ プライバシーの保護に気をつける

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で分けし、むやみに他人の場所へ立ち入らないようにする

■ 女性や高齢者への配慮

- 慣れない環境や設備の不足により、負担が大きくなる女性や高齢者への配慮が特に必要になる
- 更衣室や授乳室、女性用トイレを多めに設置することや、高齢者の健康管理に特に注意する等

災害情報の入手について

災害発生時には、デマやうわさ、間違った情報が飛び交うおそれがあります。

安心して被災後の生活を営むためには、被害情報、ライフライン復旧等の生活関連情報など、正確な情報を把握する必要があります。報道機関や県・市町の情報に注意しましょう。

1 災害発生情報の入手

テレビやラジオで、地震発生後は各地の震度、台風は進路予測気象警報等が放送されます。災害発生時は、まずはテレビやラジオで災害情報を確認しましょう。

また、大規模な災害では、県や市町のホームページで災害や避難に関する情報等を掲載します。防災行政無線、携帯メール、地域によってはCATVやコミュニティFM等で関連情報の入手ができます。

2 家族の安否確認

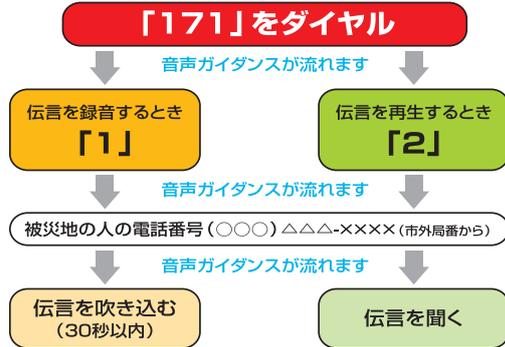
家族や知人の安否確認をする場合は、音声記録する災害伝言ダイヤル171、ウェブサイト利用の災害伝言ホームページ「web171」などは災害時でも活躍することが期待されます。すぐに活用できるように事前に確認しておきましょう。

保存版 緊急時のテレホンガイド

地震などの災害時、重要なのが通信手段の確保です。しかし、災害発生から数日間は、被災地への安否確認、見舞、問合せなどの電話が集中し、被災地では携帯を含めた一般電話はつながりにくくなります。緊急時の連絡には、一般電話よりつながりやすい公衆電話（停電時も利用可能）や携帯のメール、NTTの災害用伝言ダイヤルやNTTドコモやその他の携帯電話会社が提供する災害用伝言板を利用しましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

震度6弱以上の地震などの災害発生時に稼働する伝言サービスです。局番なしの「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、伝言を吹き込んだり、伝言を聞いたりすることができます。サービスの開始は、テレビやラジオで通知されます。



※NTTの「災害用伝言ダイヤル」は、1月1日を除く毎月1日と「防災週間」「防災とボランティアの週間」に練習が可能です。

愛媛県避難支援アプリ ひめシェルター

地図で避難先がわかる、最新情報が自動で届く、避難計画をメモできる、愛媛県公式アプリです。

①災害が起こる前

気象や防災の情報を見て備える



地域を設定!

②避難する時

地図を見る自分の計画を見る



事前にメモ!

③避難した後

自分の安否を登録家族の安否を見る



下書き保存!

災害が起こる前に！
今すぐ防災準備に使えます

情報を得たい地域を設定
各情報をチェック

避難計画を保存
現地を歩いて訓練
危険箇所をメモ

安否情報を下書き
安否確認を練習

Android版

Google Play
で手に入れよう



iOS版

App Store
からダウンロード



ひめシェルター

愛媛県防災メール

地震・津波、気象注意報、土砂災害警戒情報や、河川洪水予報、国民保護情報などの防災情報や、緊急のお知らせをお手持ちの携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスです。

(お問い合わせ先) 愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報係 TEL:089-912-2318 mail:bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

〈登録方法〉

- QRコードを利用する場合
右のQRコードを読み取り、空メールを送信して下さい。
- QRコードが読み取れない場合
bousai.ehime-pref@ehime-pref.ktaiwork.jpへ直接空メールを送信してください。



【基本理念】

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

解説

- 1 災害対策に当たって、国、地方公共団体及びその他の公共機関それぞれが、防災計画や相互の応援協定等に基づき、適切に役割分担し、相互に連携協力の確保を図るべきことを定めたものである。
- 2 行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」なくしては災害に対処することは困難であるため、こうした自発的な防災活動を行政としても促進していくものである。

【市町村の責務】

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

解説

- 1 市町村の責務の一つとして「自主防災組織の充実」を図ることが定められていたが、基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、これに加えて、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、住民の自発的な防災活動を一層促進する責務を明らかにしたものである。
- 2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は、自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、警報の伝達、避難の指示、避難誘導、初期消火、物資の配分、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実働部隊として役割を期待されているものである。
- 3 なお、自主防災組織とボランティアの差異は、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

【国及び地方公共団体とボランティアとの連携】

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

解説

これまで、ボランティアによる防災活動の環境の整備については、国及び地方公共団体の施策上の配慮事項として規定されていた（法8条第2項第13号）ところだが、東日本大震災をはじめ、近年の災害時においては、多くのボランティアが活発に活動を行い、被災地内外で重要な役割を果たしており、今後発生が懸念される大規模広域災害等において、ボランティアの役割はますます大きくなることが見込まれるところである。

そこで、国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないものとし、その連携について明確化したものである。

なお、ここで規定するボランティアとは、個人・団体を問わず、「被災者の援護のため自発的に防災活動に参加する者」全般を意味するものである。

【住民等の責務】

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

解説

- 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
- 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
- 3 「防災に寄与」とは、災害の発生を未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずること、例えば、防災訓練への参加、災害が発生した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。また、自主防災組織に参加してその活動に加わることも防災に寄与することに含まれる。

【施策における防災上の配慮等】

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 (省略)

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十九 (省略)

解説

- 1 第2項第十三号では、自主防災組織の資機材の充実、自主防災組織の活動拠点の整備、自主防災組織のリーダーの育成、ボランティア団体との連携、登録・研修制度、災害時におけるボランティアの受付・調整等の受入れ体制の確保、ボランティア活動拠点の確保・提供、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、優良企業等に対する表彰等を行うよう努めるべきことを規定している。
- 2 「過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援」とは、例えば、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集、整理し、適切に保存し、広く一般的に閲覧できるよう公開に努めること等が必要である。
- 3 「その他国民の自発的な防災活動」とは、例えば、企業が顧客や従業員を守るための活動、輸送・炊き出し・施設の開放等の企業による社会貢献活動、個人や企業による義援金・義援物資の提供、商工会・組合等公共的団体等の防災活動等である。
- 4 総務省消防庁は、防災まちづくり大賞や優良少年消防クラブの表彰、災害ボランティアの活動環境の整備（行政との関わり、人材育成等）に関する検討等を行うなど、住民の自発的な防災活動の促進に係る様々な施策を展開している。

【市町村地域防災計画】

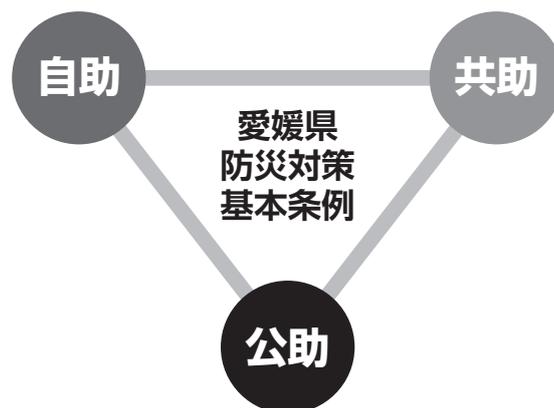
第42条

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の住居者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

解説

- 1 市町村地域防災計画の中に市町村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」について定めることができるとしている。
- 2 地区防災計画の内容としては、地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他当該地区における防災活動に関するものが挙げられる。
- 3 地区防災計画に基づいて防災活動を行う主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織のような町内会単位や小学校区単位のものから、マンション単位のものや事業者、学校等が中心となるものまで多様なものが挙げられる。

愛媛県では、今後非常に高い確率で発生が懸念される南海地震や台風被害などによる被害を軽減するため、「愛媛県防災対策基本条例(平成18年12月制定)」で定められた「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取り組みを促進し、災害に強いえひめづくりを進めています。



自助 自分でできること

【災害への備え】

- 県民は、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全確保に努める。(4条2項)
- 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加し、地震や台風等についての知識を習得するように努める。(9条)
- 建物の所有者は、建築の法令に基づき耐震性の診断を行い、必要により耐震改修等に努める。(10条)
- 県民は、食料、飲料水、医薬品、ラジオ等を避難時に持ち出せるよう準備に努める。(11条)

【災害発生時の対応】

- 県民は、最新の災害情報を収集し、状況に応じて自発的に避難する。避難勧告等の発令には速やかに応じ、避難にあたっては要配慮者の避難に配慮する。(36条)

共助 地域でできること

【災害への備え】

- 自主防災組織は、地域住民の防災意識を高めるために研修等を行うよう努める。(13条)
- 自主防災組織は、自治体の情報を活用し、地域の災害危険箇所等の確認に努める。(14条)
- 自主防災組織は、少なくとも毎年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努める。(15条)
- 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑に行えるよう努める。(18条)

【災害発生時の対応】

- 自主防災組織は、情報の収集と伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救護等地域の防災活動を積極的に実施するよう努める。(39条)

公助 県や市町が取り組むこと

【災害への備え】

- 住民への災害や防災に関する知識の普及に努めます。(23条)
- 災害危険箇所や避難場所などの情報を住民に提供します。(24条)
- 自主防災組織の結成を促すとともに活動を支援します。(25条)
- 災害時の応急対応に必要な物資の備蓄に努めます。(29条)
- 事業者等と協力し、食料や飲料水、医薬品等を確保し供給に努めます。(30条)
- 傷病者の治療拠点となる病院を指定するなど、医療救護体制の整備に努めます。(32条)
- ボランティア受入体制の整備、物資の提供などボランティア活動の支援に努めます。(33条)
- 安全な避難場所を確保し、道路や河川などの施設を点検、整備に努めます。(34条)
- 職員が災害時に迅速に対処できるよう危機管理体制を強化します。(35条)

【災害発生時の対応】

- 災害や防災の情報を集めるとともに、住民や帰宅困難者への情報提供に努めます。(42条)
- 迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策ができる体制を整えます。(43条)
- 市町から応援や応急措置を求められた場合は、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めます。(44条)

〇〇町自主防災会防災計画

※〇〇の部分が必要な事項に置き換えてご利用下さい。

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ①自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。 | ⑦出火防止、初期消火に関すること。 |
| ②防災知識の普及に関すること。 | ⑧救出・救護に関すること。 |
| ③災害危険の把握に関すること。 | ⑨給食・給水に関すること。 |
| ④防災訓練に関すること。 | ⑩災害弱者対策に関すること。 |
| ⑤情報の収集伝達に関すること。 | ⑪他組織との連携に関すること。 |
| ⑥避難に関すること。 | ⑫防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。 |

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

編成班名		日常の役割	災害時の役割
総務班	→	全体調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	→	近隣の自主防火組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	→	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清掃班	→	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	→	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	→	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	→	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	→	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

班編成にあたり

- 地域の実情に応じた班編成を検討してください。
- 昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合との班編成人員をシミュレーションしてください。
- 避難行動要支援者対策は、責任の班をつくる気構えで取り組む必要があります。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤食料等を7日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①市町地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ①情報収集・伝達訓練
- ②消火訓練
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ①訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ②訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

〇〇町長の避難指示があったとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については〇〇町役場の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

【避難台帳】 1～5参照 (P48～P52)

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ①火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ②可燃性危険物品等の保管状況
- ③消火器等消火資機材の整備状況
- ④その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ①可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ②消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ①〇〇町〇〇病院
- ②〇〇町〇〇診療所
- ③〇〇町〇〇保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、町から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売事業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、避難行動要支援者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

【避難行動要支援者情報カード、避難行動要支援者台帳参照（P46、47）】

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

■一般的な資機材例

区 分	品 名
①情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
②初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ一式、防火衣・ヘルメット、とび口等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや(木槌)、くい、土のう袋等
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネ等
⑤救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ等
⑥避難用	強カライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識版、警報器具、投光器、発電機、燃料等
⑦給食・給水用	コンロ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器等
⑧訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等
⑨その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート等

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

資料/台帳.1

自主防災組織台帳(モデル)

組織の名称													
会長(隊長) 氏名	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢					
電話番号													
世帯数	戸			戸			戸						
人口	人			人			人						
規約	有・無				防災計画書		有・無						
地域内で 注意すべき 危険	危険の種類	世帯数	人数	対処方法									
	津波												
	山・崖崩れ												
	浸水												
	その他												
活動の 状況	実施年度	年度			年度			年度			年度		
	内容 区分	時期	内容	参加人数	時期	内容	参加人数	時期	内容	参加人数	時期	内容	参加人数
	防災訓練												
座談会 ・ 講習会等													

(年 月 日作成)
 (年 月 日作成)
 (年 月 日作成)
 (年 月 日作成)

発災後の 避難	集 合 場 所	一時避難場所	広域避難場所

倉庫及び活動資機材装備品

倉庫	構造					面積	㎡				
区分	品名	数 量				区分	品名	数 量			
		年	年	年	年			年	年	年	年
情報伝達用具	電池メガホン					救急用品	担 架				
消火用具	街頭用消火器					避難用具	救急セット				
	街頭用格納庫						強カライト				
	バケツ						標旗、腕章				
	砂袋(ビニール)						ク ー プ				
	可搬ポンプ						小型発電機				
救出障害物除去用具	パール・丸太					給食給水用具	釜(カマド付)				
	折りたたみはしご						鍋				
	のこぎり					その他	受水槽				
	掛 矢						ろ水器				
	お の						テント天幕				
	スコップ						ビニールシート				
	つるはし										
	鋤										
	もっこ										
	石 み										
	な た										
	ペンチ										
	鉄線ばさみ										
	大ハンマー										
	片手ハンマー										
一 輪 車											
ク ー プ											
ゴムボート											

資料/台帳.2 世帯台帳(モデル)

自主防災組織名

(プライバシーの保護に配慮して
自主防災組織会長が責任を持って保管する。)

秘

世帯主		電話番号	
住所			
住居形態 ※	持家・平屋・二階屋・借家・アパート・マンション・間借・その他()		
地域特性 ※	津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、浸水危険予想地域、その他()		
避難先	津波や山・崖崩れ危険予想地域 ※	突発地震時	避難ビル・高台・一時避難所・その他[]
	延焼火災危険予想地域		一時避難場所[] 広域避難場所[]
	浸水危険予想地域		一時避難場所[] 広域避難場所[]
	その他の地区	地震発生後、自宅に住めなくなった場合	避難場所[] 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・Tel []

No.	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	血液型		昼間の居場所(平日)	緊急時の自主防災組織への協力 可能=○ 不可能=×			防災上の参考事項 (役に立つ資格・技能等 要介護者介護理由)
				ABO	Rh		平日	休日	夜間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

記入上の
注意

- ※=該当する項目を○で囲む。
- 緊急時の自主防災組織への協力……小学生以下は除く。
- 防災上役立つ資格・技能等……(例)元消防団員・隊員、保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者などを記入する。
- 要介護者理由……介護を要する家族がいる場合、その他(寝たきり、歩行障がい、視覚障がい、聴覚障がいなど)を記入する。

資料/台帳.4 避難行動要支援者情報カード(モデル)

自主防災組織名

(プライバシーの保護に配慮して
自主防災組織会長が責任を持って保管する。)

秘

要支援者世帯の世帯主名		記入		年	月	日	新規更新
要支援者		状況		病名			
世帯主との続柄		高		齢	その他		
性別・年齢・身体状況		性別	男・女	才		身体不自由	
要支援者世帯の住所及び連絡先	住所	丁目			番	号	ブロック
	電話・FAX				班		
掛かり付けの病院	名称				携帯	e-mail	
	所在地				電話		
緊急時の連絡先	氏名				電話		
					勤務先の時は会社名		
緊急支援が必要な程度		家族が揃っているときは、避難時の支援は必要としない					
[災害など緊急事態が発生したとき避難などに必要な支援の程度]		家族だけでは、避難は難しい					
該当事項に○印を付ける		避難するとき、家族の同伴が必要					
		その他()					
緊急避難のとき、必要な補助具や人員数		同伴歩行	おんぶ	担架	車椅子	自家保有	一般車両
希望項目に○印を付ける					要否	有無	要否
		支援に必要な人数		女性なら	人	男性なら	人
						その他	
要支援者が一人になることがありますか		昼間	夜間	休日	その他()		
要支援者に特別食が必要ですか		必要()					不要
確認事項 緊急事態は発生したとき、自主防災委員・ご近所の支援協力者・民生児童委員などが安全確認をおこなうこととなります。これらの支援協力者に、この情報カードに記載の情報を知らせておく必要があります。緊急発生時に備え、下記の支援協力者に本カードの内容を開示しても宜しいですか。 <input type="checkbox"/> 開示しても良い <input type="checkbox"/> その他()							
緊急事態発生時の支援協力者	氏名	住所	ブロック・班	電話	携帯		
民生児童委員							
自主防災委員							
近隣居住支援協力者							
協力者							

○災害時に要支援者を支援するためには、日頃から、要支援者の所在や災害時の誘導方法などの情報を正確に把握しておくことが重要です。プライバシーに十分配慮したうえで、要支援者や家族の協力を得ながら、可能な範囲の情報を記入してもらい、災害時に支援が行えるよう準備しておきましょう。

○把握した情報は、要支援者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導にあたる範囲の組織のみにとどめ、自主防災組織の会長が責任を持って保管しましょう。

資料/台帳.5 避難行動要支援者台帳(モデル)

自主防災組織名

(プライバシーの保護に配慮して
自主防災組織会長が責任を持って保管する。)

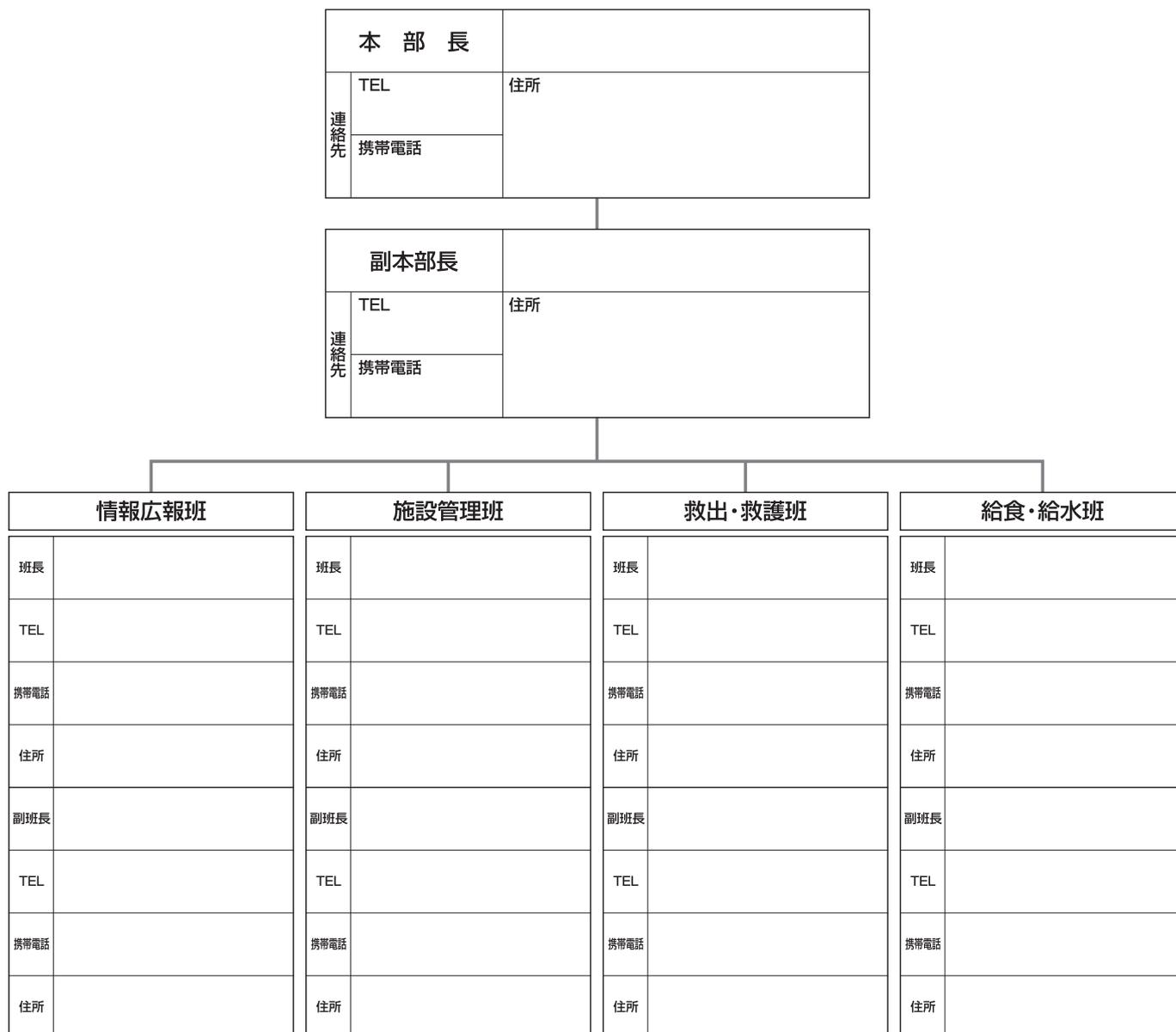
秘

状 態	ふりがな 要支援者 氏名、住所、電話番号			特記事項	支 援 担 当		備 考
	氏名	住所	電話番号		氏 名	連絡先	
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日
	氏名						平日 昼 間 夜間及び休日
	住所						平日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号						平日 昼 間 夜間及び休日

- (注) ●特記事項には、移動に要する器具など、介護に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
- 昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
 - 介護担当は、家族も含め対処しやすい状況にある順とする。(要介護状態により、最高3人まで)
 - 作成にあたり必要に応じ民生委員などの協力を得る。
 - 状態欄には、寝たきり・歩行困難・どんな障がいを持っているか等を記入する。
 - 備考欄は、一日の介護担当の主な時間帯を○で囲む。

〇〇地区避難所運営本部組織図

〇〇地区における大規模災害発生時の避難所の円滑な運営を目的として、「〇〇地区避難所運営本部」(以下「運営本部」という)を設置します。運営本部の組織と役員は次のとおりです。



- 各班の統括
- 市町災対本部との窓口
- 避難者名簿の作成
- 避難者への情報周知
- 伝言板の設置運営
- ボランティアの対応

- 施設の安全点検
- 避難所レイアウトの設定
- トイレの確保
- 避難行動要支援者への配慮

- 救護所の開設準備
- 応急手当の実施
- 被災者の救出
- 防疫対策

- 水・食料の配布
- 生活物資等の配布
- 炊き出しの実施

留意点

- ①本部長は、一人に限らず、地域の実情に応じて複数選任してもよい。
- ②この体制は、災害発生直後から混乱期までの体制とする。状況により、避難者の中から役員を選任するなどして、避難者の自治組織へ移行することを考慮する。
- ③班長は、班員を指名し、別途名簿を整理しておくこと。

安否確認用カード

避難所名			
自宅住所	TEL		
避難日時	年 月 日 時 分ごろ	退 所	年 月 日
退所後住所	退所後電話		

氏 名 (年齢)	性別	避難の状況等	健康等	備 考
(ふりがな) (才)	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) (才)	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) (才)	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) (才)	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) (才)	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 死 亡	

留意点

- ①このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。
- ②運営本部員や役所の職員が問い合わせのあった人のカードを検索し、相手に回答します。
- ③ただし、プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。(どちらかに○をつけてください)

閲覧してもよい	閲覧してほしくない
---------	-----------

避難者名簿

避難所名		開設期間			平成 年 月 日 時から		
					平成 年 月 日 時まで		
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備 考
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	

※この名簿は、安否確認用カードを元に情報広報班が作成します。

避難者集計票

避難場所名	記入日時	年	月	日	時	分	記入者
	報告日時	年	月	日	時	分	報告者

避難者総数(A)	傷病者数(B)	要支援者数(C)	備考
人	人	人	

集計の方法	避難者の動向
<input type="checkbox"/> 運営本部員が聞き取りなどにより集計 <input type="checkbox"/> 役場職員が聞き取りなどにより集計 <input type="checkbox"/> 安否確認カードにより集計 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 増加傾向 <input type="checkbox"/> 減少傾向 <input type="checkbox"/> 不明

■場所別避難者内訳

区分	避難者数	男	女	備考
体育館	人	人	人	
教室	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
合計	(A) 人	人	人	

■傷病者数

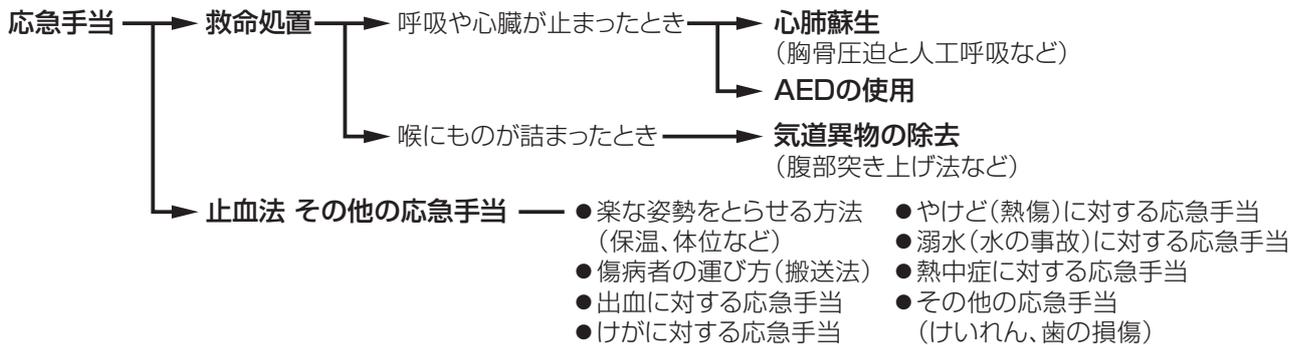
区分	傷病者数	男	女	備考
重傷者	人	人	人	
軽傷者	人	人	人	
負傷者小計	人	人	人	
病人	人	人	人	
合計	(B) 人	人	人	

■要支援者数

区分	要支援者数	男	女	備考
高齢者	人	人	人	
障がい者	人	人	人	
乳幼児	人	人	人	
小学校低学年	人	人	人	
妊産婦	人	人	人	
日本語の不自由な人	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
合計	(C) 人	人	人	

救護活動マニュアル

■応急手当をまとめてみると次のようになります。



No.1 人が倒れていたたら(容態の観察)

1 周囲の安全の確保

倒れている場所が安全かどうかを確認し、危険な場所ならば安全な場所に移動します。

2 出血の観察

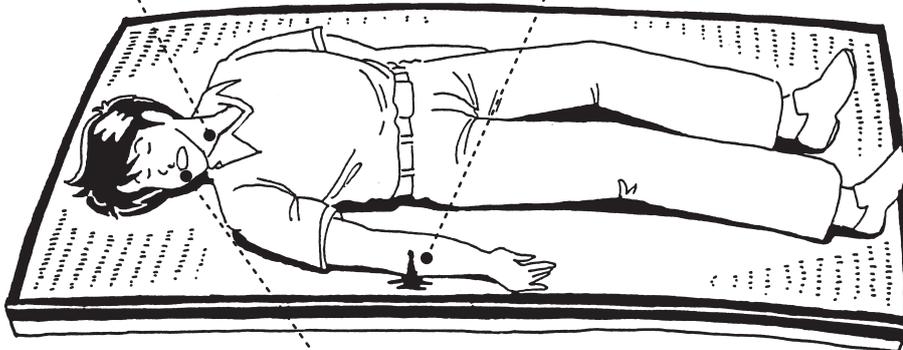
大出血があったらすぐ止血します。

4 心肺蘇生の実施

呼吸と脈拍がなかったら、胸骨圧迫を行います。AEDが到着している場合には、電源を入れ、電気ショックを行います。

3 救急車の要請

まず、意識の有無を確認し、意識がなければ近くの人に協力を求め、救急車を呼びます。また、近くにAEDがあれば持ってきてもらいましょう。



5 循環のサインの確認

循環のサインがなければ胸骨圧迫を続け、救急車の到着を待ちます。
(循環サインとは、①呼吸運動 ②咳き込み ③体動)

6 口腔の異物除去・清拭

口の中に何かつまっていたら取り除きます。血液やだ液は拭き取ります。意識がないときは呼吸がしやすいよう空気の通り道の気道を確保します。

7 人工呼吸

呼吸が止まっていたら人工呼吸を行います。



指導上のポイント

- 容態の観察を行う前に、倒れている場所が安全かどうかを確認し、危険な場所ならば安全な所に移動します。
- 熱(日)射病を除き、衣服、毛布等で身体を包み保温します。



注意事項

- 骨折があるかもしれないので、やむを得ず動かしたりするときは、できるだけ静かに行います。
- 人工呼吸は、感染等の可能性も考えられるため、マスクやマウスピースなどが無い場合には行わなくても構いません。

No.2

出血の手当

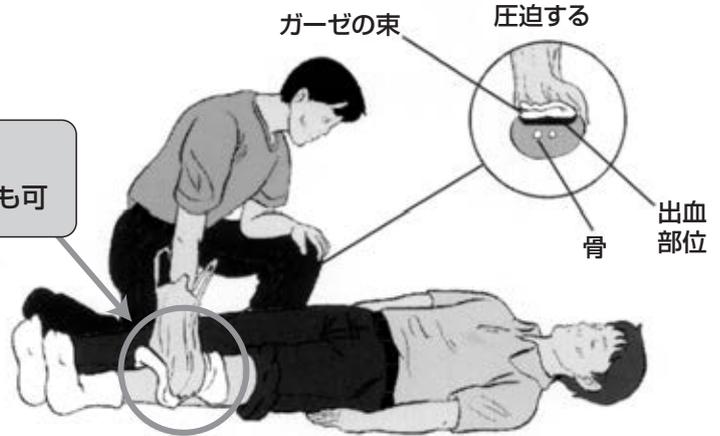
一般に、体内の血液の20%が急激に失われると出血性ショック状態になり、30%を失うと生命に危険をおよぼすといわれています。そのため、多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要になります。

1 直接圧迫止血法

出血部位を清潔なガーゼや布で、強く押える方法です。

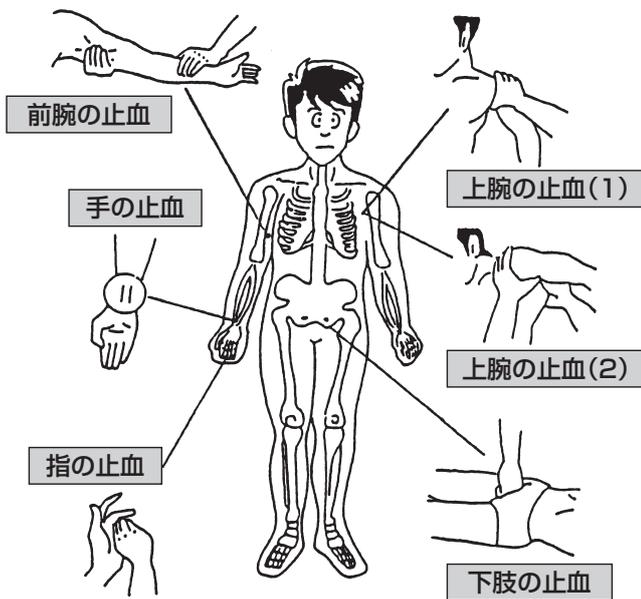


手袋や
ビニール袋でも可



2 間接圧迫止血法

動脈性の出血が激しく続いている時に、包帯やガーゼを準備する間に手で止血点を圧迫する方法です。



3 止血帯法

手や足の出血で、直接圧迫止血法では止血が困難な場合に行う方法です。(部位は、上腕部と大腿部に限られる)



指導上のポイント

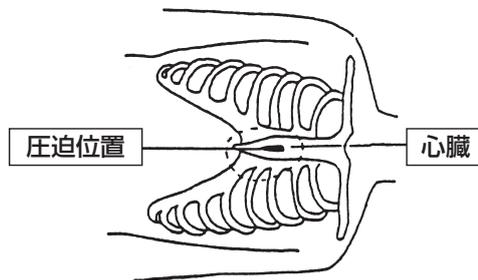
- 出血部位を押えるガーゼや布は清潔で厚みがあり、出血部位を十分に覆うことができるものを使います。
- 止血帯は、傷の上部(心臓に近い側)でしかも傷に近いところでしめます。
- 止血帯として使用できるものとして3cm以上の幅がある三角巾・包帯・スカーフなどがあります。
- ビニール・ゴム手袋の利用、それらがなければビニールの買物袋などを利用する方法もあります。



注意事項

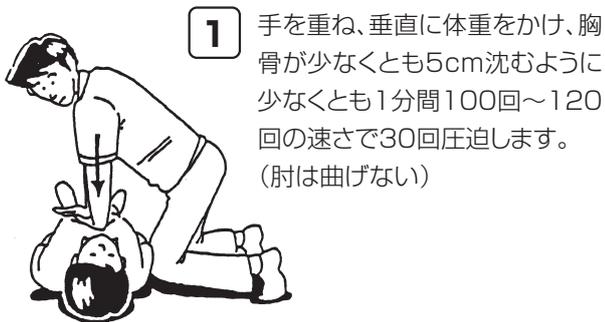
- 止血帯は、手足の動脈性出血に対して止むを得ない場合に、最後の手段として行うものです。
- 30分以上止血帯による止血を続ける場合は30分ごとに緊縛を緩め血流を再開します。

胸骨圧迫位置



胸にあてる手の部分

(心臓を圧迫する部位は、胸の真中の位置です。)



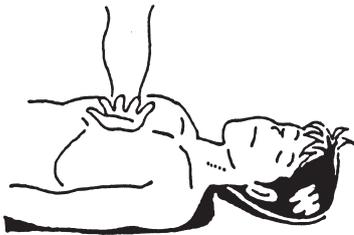
- 1** 手を重ね、垂直に体重をかけ、胸骨が少なくとも5cm沈むように少なくとも1分間100回～120回の速さで30回圧迫します。(肘は曲げない)



- 2** 30回圧迫後、人工呼吸を2回行います。この操作を次の要領で繰り返します。

小児の場合

圧迫位置は成人と同じ。
片手で少なくとも毎分100回～120回の速さで圧迫します。



新生児の場合

圧迫位置は成人と同じ。
片手で少なくとも毎分100回～120回の速さで胸の厚さの1/3を目安に圧迫します。



乳児の場合

中指と薬指で少なくとも毎分100回以上の速さで圧迫します。



指導上のポイント

- 最初の吹き込みが終わったら、口を離して顔を傷病者の胸と腹の方に向け、その動きを見ながら吐き出される息を頬で感じとり、気道が確保されていることを確かめます。
- 2人で行う場合も、胸骨圧迫30回に人工呼吸を2回行い、30対2の割合で胸骨圧迫と人工呼吸を行います。



注意事項

- 誤った位置を圧迫すると効果が少ないばかりでなく、肋骨を折ったり、臓器を損傷させることがあります。
- 新生児、乳児の胸骨圧迫位置は、左右乳頭を結ぶ線と胸骨とが交差する部位より指1本分、足側のところです。

No.4

人が倒れていたなら(AEDを用いた心肺蘇生法)

1 反応を確認

参照 P51・容態の観察



反応がなければ、大声で助けを求め、119番通報し、AEDを手配します。

2 気道確保・呼吸の確認

参照 P55・気道の確保の方法

10秒以内で胸と腹部の動きを見ます。

3 胸骨圧迫

参照 P53・胸骨圧迫



直ちに胸骨圧迫(30回)を開始します。

4 人工呼吸

参照 P56・人工呼吸



正常な呼吸がなければ、人工呼吸を2回実施します。

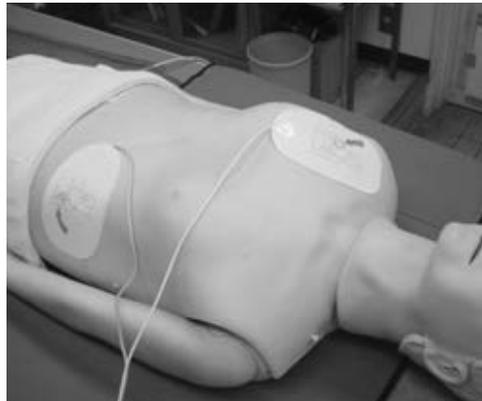
5 AEDの電源をいれる



AEDが到着したら、まず電源をいれます。

※ふたを開けると自動的に電源がはいる機種もある

6 電極パッドを胸に貼る



電極パッドを貼る位置は、パッドに示されている絵の通りに、皮膚にしっかり貼ります。

(※左下注意点参照)

電気ショックの必要性をAEDが判断しますので、心電図解析中は誰も傷病者に触れてはいけません。

7 除細動(電気ショック)ボタンを押す



誰も、傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。以後は、AEDの音声メッセージに従ってください。心肺蘇生法とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草が出現したり、普段通りの息が出現するまで継続してください。

※注意点

- 胸が汗や水で濡れていれば、タオルで拭き取ります。
- 貼り薬があれば、はがします。
- 心臓ペースメーカーがある場合は、電極パッドを3cmずらして貼ります。
- 小児には、小児用パッドを使用(なければ成人用を代用)



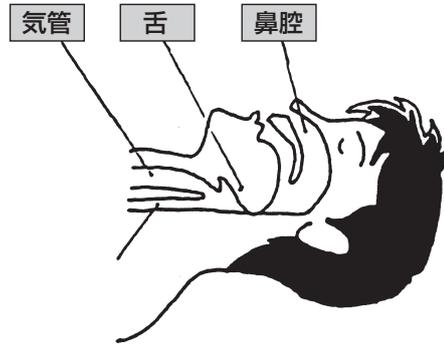
AEDとは

AED(自動対外式除細動器)とは、心臓の突然の停止(心室細動)の際に、電気ショックを与え(電気的除細動)、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器です。救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定し、救命の手順を音声でガイドします。AEDには、様々なタイプの機種がありますが、基本的な機能は共通しており、緊急時の救命行為が簡単に行えます。

No.5

人が倒れていたら(気道の確保の方法)

人差し指と中指であごの先を持ち上げながら額に手を置き、頭を後へそらせて喉を開きます。



意識を失うと舌が落ち込んで呼吸ができなくなります。

(気道とは、鼻や口から空気が肺まで通る道のことです。)

もし口腔内に異物が見えたら

1 口の開け方は、指を交差させて親指を上歯の歯に、人差し指を下歯の歯に当て開口します。(指交差法)口の中に、吐いた物などの異物が喉につまっているか調べます。



2 嘔吐物などがあれば拭き取ります。



指導上のポイント

- 意識がなくなると、あご、首、舌などの筋肉が緩み、舌の付け根がのどに落ち込んで気道を狭くし、次第に気道をふさいで呼吸困難となることから、気道の開放を急ぐ必要があります。
- 口の中の嘔吐物などを取り除く場合は、手指にハンカチ、ガーゼ等を巻き、口腔内の異物をかき出す。(指拭法)



注意事項

- 口の中の嘔吐物を拭き取る時は、顔を横に向けさせ、異物を口の中に押し込んだり嘔吐をさせないように注意します。
- 新生児や乳児は首がしなやかなので、頭を後ろにそらせ過ぎると、逆に気道をふさいでしまうので注意が必要です。

No.6

人が倒れていたら(呼吸が止まっていたら人工呼吸)

- 1 親指と人差し指で、鼻をつまみ鼻の孔をふさぎます。



- 2 大きく口をあけて静かに1回2秒かけて息を吹き込みます。



- 3 抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹き込みます。



- 4 2回吹き込んだら循環のサインを10秒以内で観察します。
(循環のサイン:呼吸運動、咳、その他体動)



乳児の心肺蘇生法



指導上のポイント

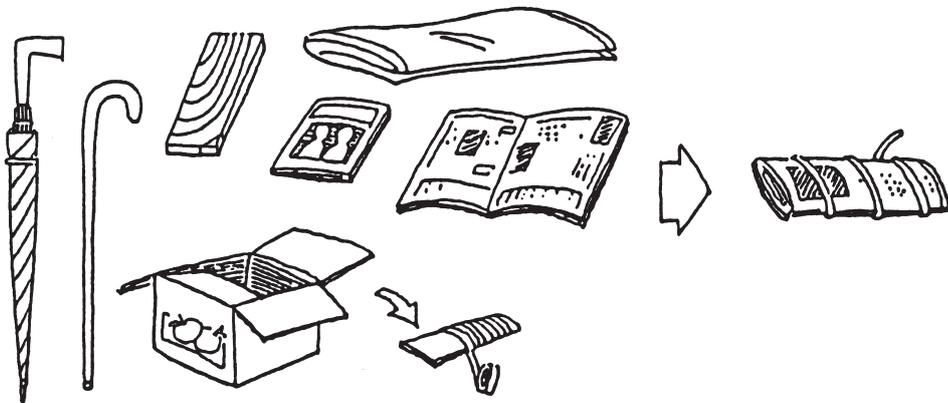
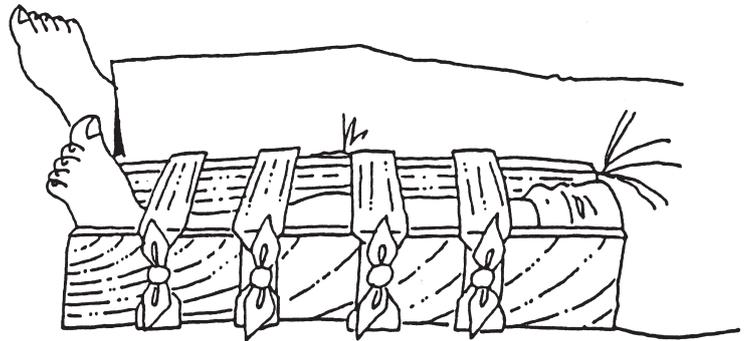
○最初の吹き込みが終わったら、口を離して顔を傷病者の胸と腹の方に向け、その動きを見ながら吐き出される息を頬で感じとり、気道が完全に確保されていることを確かめます。



注意事項

○新生児や乳児にあまり強く息を吹き込むと、肺組織を損傷させる危険があります。
○傷病者が口や唇に怪我をしている時は、血液を気道に吹き込む危険があるので、口のかわりに鼻に息を吹き込みます。

副子とは骨折のときに用いる添え木のことです。



使用資機材

週刊誌、段ボール、ものさし、杖、傘、毛布、座蒲団、風呂敷、シーツなど



指導上のポイント

- 副子は骨折部分の上下の関節を固定できる長さのものを使います。
- 副子の隙間には、柔らかいタオルなどを挟みます。
- 固定は2人1組で実施し、1人は骨折部を動かさないようにしっかり持ち、もう1人は柔らかいネクタイなどを使って、傷つけないように副子を固定します。
- 腕の骨折の場合は、副子で固定後、更に揺れないように三角巾や風呂敷で固定します。



注意事項

- 大出血や意識障害など直接生命にかかわるような症状が認められたときは、これらに対する応急手当てを優先します。
- 骨折部分に変形していたり、骨が飛び出している場合は、触れたり、戻したりしません。
- 固定は、骨折している箇所の上下2か所の関節を一緒に固定します。
- 結び目は骨折箇所の上にならないように配慮します。

注意：挫滅症候群(クラッシュシンドローム)について

クラッシュシンドロームとは、重量物の下敷き等により脚や体幹部が長時間圧迫され、これを解除された後に損傷を受けた筋組織から多様な毒素が血液中に流れ出し、ショックや腎不全を起こすものと定義付けられています。怪我の手当を正しく行い、早期に医療機関に収容する必要があります。

市町名	県内建物棟数	建物被害(全壊棟数) 冬18時						建物被害(半壊棟数) 冬18時					人口 H22.10 国勢調査	人的被害(死者数) 冬深夜					人的被害(負傷者数) 冬深夜						
		揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (焼失棟数)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	合計 (棟)		建物倒壊		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	合計 (人)	建物倒壊		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	合計 (人)
														うち屋内 収容物等 (人)	(人)					うち屋内 収容物等 (人)	(人)				
松山市	187,754	8,037	2,496	41	72	25,112	35,759	18,375	3,911	96	3,593	25,974	517,231	482	61	4	184	45	715	5,464	966	5	78	161	5,707
今治市	128,332	5,764	1,843	32	480	978	9,096	18,249	3,298	75	5,203	26,824	166,532	351	19	3	284	3	641	4,601	309	3	50	7	4,662
宇和島市	68,617	14,132	714	78	9,111	8,438	32,473	8,549	525	182	986	10,242	84,210	825	41	6	1,444	293	2,568	4,425	609	8	29	129	4,591
八幡浜市	32,409	3,891	181	111	5,102	2,832	12,117	4,207	67	260	347	4,880	38,370	233	10	9	504	23	770	1,614	151	11	21	16	1,662
新居浜市	78,416	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169	10,367	1,216	32	1,250	12,864	121,735	850	57	1	455	536	1,841	4,769	840	1	33	258	5,061
西条市	85,887	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132	11,832	1,866	29	3,814	17,541	112,091	826	47	1	2,592	230	3,648	5,179	700	1	82	121	5,383
大洲市	44,141	6,710	330	92	59	2,128	9,319	9,315	505	214	390	10,425	47,157	390	16	7	47	40	484	3,023	250	9	3	23	3,058
伊予市	30,909	1,559	297	43	100	4,877	6,875	3,814	362	99	375	4,651	38,017	86	5	4	432	30	552	1,077	80	5	19	55	1,155
四国中央市	62,760	14,945	1,046	17	66	10,213	26,288	9,329	1,187	40	459	11,014	90,187	756	50	1	26	260	1,043	4,696	818	2	13	122	4,833
西予市	48,535	10,342	166	24	2,961	3,226	16,719	9,920	120	56	286	10,382	42,080	635	22	2	634	80	1,351	3,887	319	2	27	26	3,943
東温市	21,732	2,092	119	10	0	2,065	4,286	4,179	188	24	0	4,391	35,253	125	8	1	0	0	126	1,276	126	1	0	0	1,277
上島町	8,198	997	83	2	22	560	1,663	1,908	140	4	213	2,266	7,648	61	2	0	86	0	147	572	31	0	7	0	579
久万高原町	14,532	1,007	26	39	0	10	1,082	3,671	48	92	0	3,811	9,644	65	1	3	0	0	68	876	24	4	0	0	879
松前町	18,199	3,055	357	0	114	4,719	8,245	2,482	465	0	419	3,365	30,359	178	12	0	35	45	258	1,114	174	0	13	25	1,152
砥部町	11,503	246	16	19	0	4	285	1,496	30	45	0	1,570	21,981	15	1	2	0	0	16	320	23	2	0	0	322
内子町	20,648	1,333	65	37	0	438	1,873	3,994	107	86	0	4,187	18,045	81	3	3	0	0	84	1,010	43	4	0	0	1,014
伊方町	12,454	99	96	55	1,664	2	1,916	604	77	129	388	1,199	10,882	6	0	4	212	0	222	137	8	6	15	0	158
松野町	6,226	883	23	8	0	10	924	1,598	42	18	0	1,659	4,377	55	1	1	0	0	55	478	22	1	0	0	479
鬼北町	15,046	2,847	66	11	0	26	2,950	3,783	123	25	0	3,930	11,633	175	5	1	0	0	176	1,265	71	1	0	0	1,267
愛南町	20,367	247	123	16	3,067	5	3,457	1,103	107	37	470	1,717	24,061	15	1	1	1,249	0	1,265	264	21	2	24	0	290
県計	916,685	107,554	10,642	662	27,413	97,357	243,628	128,773	14,382	1,544	18,193	162,891	1,431,493	6,210	364	53	8,184	1,585	16,032	46,048	5,584	66	412	944	47,470

市町名	ライフライン被害(直後) 冬18時											生活支障 冬18時											経済被害 (直接被害) 冬18時 (兆円)	
	上水道		下水道		電力		通信(固定電話)		都市ガス		LPガス		避難者					物資不足量				災害時 要援護者 (人)		
	断水人口 (人)	断水率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	容器転倒 戸数 (戸)	ガス漏洩 戸数 (戸)	避難者計		避難者計		避難者計		(1~3日後)		(4~7日後)			
													(1日後) (人)	避難所 (人)	(1週間後) (人)	避難所 (人)	(1ヶ月後) (人)	避難所 (人)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)			飲料水 (リットル)
松山市	288,134	58.9%	174,982	56.4%	198,243	70.2%	263,133	71.8%	49,900	100.0%	4,304	3,019	89,002	56,647	85,628	46,212	60,518	18,156	394,561	816,010	728,066	1,406,339	11,034	-
今治市	156,320	95.0%	56,221	48.1%	79,850	74.7%	99,922	74.5%	13,637	81.7%	1,191	830	40,306	26,156	44,630	25,637	44,963	13,489	185,133	774,486	372,286	1,486,173	6,187	-
宇和島市	85,079	99.9%	18,346	96.9%	48,977	98.2%	57,510	85.1%	8,100	100.0%	870	613	52,588	34,113	47,089	33,430	63,935	19,180	254,224	14,608	485,491	332,765	8,735	-
八幡浜市	37,317	99.8%	27,411	99.4%	24,560	99.4%	24,784	83.7%	0	-	417	291	19,833	12,889	19,676	13,730	28,671	8,601	93,541	124,525	192,668	301,150	3,052	-
新居浜市	117,497	99.9%	72,490	98.2%	62,782	100.0%	97,974	99.1%	0	-	1,660	1,176	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404	257,657	529,365	493,652	1,126,025	8,428	-
西条市	55,957	99.8%	63,845	99.8%	59,329	99.8%	41,317	95.3%	0	-	1,365	963	54,448	34,734	54,757	34,228	76,145	22,844	259,664	225,157	495,917	497,704	7,701	-
大洲市	42,178	99.6%	6,378	93.0%	28,365	99.8%	52,930	99.7%	0	-	573	402	12,111	7,389	19,421	10,029	28,438	8,531	49,614	218,675	128,573	445,112	1,645	-
伊予市	28,173	80.0%	15,284	74.2%	18,033	92.2%	27,697	92.1%	0	-	307	214	12,486	7,900	12,977	7,332	12,234	3,670	57,592	129,577	108,990	237,806	1,577	-
四国中央市	89,930	99.9%	52,109	96.8%	47,367	100.0%	67,534	99.9%	0	-	1,250	887	31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	147,406	176,702	309,110	560,937	4,142	-
西予市	39,213	100.0%	16,096	95.2%	26,647	100.0%	25,733	93.9%	0	-	556	393	19,739	12,326	23,715	14,180	30,756	9,227	89,211	199,959	193,063	417,615	3,225	-
東温市	31,873	97.7%	19,511	88.7%	16,766	98.7%	27,869	98.7%	0	-	413	292	5,199	3,119	11,876	5,938	16,251	4,875	21,899	118,360	68,598	276,219	641	-
上島町	7,082	99.4%	6,767	95.2%	5,663	99.9%	3,927	99.6%	0	-	111	78	2,932	1,848	3,365	1,916	4,802	1,440	10,318	36,625	27,183	75,037	585	-
久万高原町	6,618	87.5%	4,955	92.4%	6,252	99.9%	10,450	99.9%	0	-	123	86	1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	5,669	0	16,180	0	265	-
松前町	30,524	100.0%	7,551	92.9%	15,840	100.0%	21,774	99.4%	40	100.0%	376	267	18,206	11,783	14,271	9,514	20,216	6,065	88,128	181,400	150,615	352,195	2,218	-
砥部町	17,969	86.3%	2,718	89.0%	11,546	99.6%	9,363	99.6%	0	-	171	117	671	403	4,379	2,190	4,085	1,226	3,370	1,358	20,811	46,651	72	-
内子町	12,374	80.3%	4,747	92.6%	10,373	100.0%	9,600	100.0%	0	-	182	126	2,339	1,403	4,762	2,381	4,403	1,321	11,020	28,271	28,420	70,596	327	-
伊方町	4,363	40.1%	4,870	100.0%	2,679	35.2%	2,065	23.3%	0	-	119	82	4,091	2,710	2,658	2,104	3,215	964	0	0	26,406	0	799	-
松野町	4,324	99.8%	0	-	2,558	99.9%	3,147	99.9%	0	-	63	45	1,071	642	1,882	941	2,755	826	4,684	27,005	11,760	51,463	177	-
鬼北町	10,908	97.5%	2,404	93.0%	7,024	99.9%	11,533	99.9%	0	-	162	114	3,335	2,001	5,191	2,595	6,319	1,896	14,477	0	33,808	16,163	549	-
愛南町	15,464	65.9%	2,011	81.5%	11,541	80.1%	7,556	65.8%	0	-	168	116	10,239	6,798	5,976	4,596	7,028	2,108	39,238	55,595	79,395	105,446	1,626	-
県計	1,081,300	81.9%	558,695	72.5%	684,396	84.9%	865,819	83.5%	71,677	95.9%	14,384	10,110	436,750	277,786	466,888	275,215	558,902	167,670	1,987,404	3,657,677	3,970,992	7,805,399	62,984	162

家庭でできる防災準備（各家庭配布用見本）

※市町の防災啓発資料や下記の表を参考に、各家庭での防災対策を進めてください。配布する場合はコピーして使用してください。

【事前の確認内容】 災害に備えるため、日頃から、家族内で次のものを参考に準備しておきましょう。

- ① 家族間で、安否確認手段、災害時の行動を確認しましょう。
- ② 備蓄、非常用品等の準備を行いましょう。
- ③ 避難場所（避難所）、避難路の確認を行いましょう。

【家庭でのチェックリスト】

① 家族構成

氏名	連絡先(勤務先、学校)	携帯番号	生年月日	血液型	保険証番号	備考

② 避難場所等

避難場所(避難所)	家族が離ればれになった時の集合場所

③ 緊急連絡先

緊急連絡先	電話番号	地域、親戚等	電話番号
病院()		自主防災組織役員()	
電気会社()			
水道()			
ガス()			

④ 非常用持ち出しチェックシート ※ 避難する時にまず持ち出しすべきものです。非常用持ち出し袋等に入れ、玄関等に持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

■ 貴重品類

品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄
<input type="checkbox"/> 通帳・印鑑		<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/> 現金・10円玉	
<input type="checkbox"/> キャッシュカード		<input type="checkbox"/> 携帯電話		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 健康保険証		<input type="checkbox"/> 免許証などの番号を控えた控えメモのコピー		<input type="checkbox"/>	

■ 避難用具

品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄
<input type="checkbox"/> 懐中電灯(できれば一人一つ)		<input type="checkbox"/> 非常用食品・水(3日分程度/水1日3ℓ)		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(予備の乾電池も)		<input type="checkbox"/> 笛・ホイッスル		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん		<input type="checkbox"/> 避難用ポンプ		<input type="checkbox"/>	

■ 生活用品

品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄
<input type="checkbox"/> 缶切り		<input type="checkbox"/> 入れ歯		<input type="checkbox"/> 救急用具 (絆創膏・消毒液などの他にビタミン剤など 日頃使っているサプリメントなど)	
<input type="checkbox"/> ライター・マッチ・ローソク		<input type="checkbox"/> 充電器		<input type="checkbox"/> 生理用品	
<input type="checkbox"/> ナイフ		<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー		<input type="checkbox"/> 衣類	
<input type="checkbox"/> 携帯用トイレ		<input type="checkbox"/> 処方箋の控え		<input type="checkbox"/> 毛布	
<input type="checkbox"/> 眼鏡		<input type="checkbox"/> 胃腸薬・便秘薬・持病の薬			

【緊急連絡カード(個人用)】 下表を参考に、各個人ごとに作成し、財布の中などに入れておきましょう。

(表面)

(裏面)

緊急連絡カード (個人用)		氏名		勤務先(学校)・連絡先	
住所				保険証番号	
連絡先(携帯番号)				免許証番号	
生年月日		身長		災害時 避難所	
		体重			
		血液型		災害時 共通連絡先	
既往症 (アレルギー)					
薬服用中は 服用方法				家族(親、兄弟)・ 親戚の 氏名・連絡先	

計画の基本的考え方

1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となったいわゆるボトムアップ型の計画です。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

2 地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計されています。また、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

3 継続的に地域防災力を向上させる計画

単に地区防災計画を作成するだけでなく、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

計画の内容

1 地区の特性と想定される被害

地区防災計画は地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能になっています。計画を作成するに当たっては、地区における過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、実際に活動を行う活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要です。

2 地域コミュニティを維持するためのプロセス

地区防災計画を作成する目的（基本方針）は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにあります。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要になります。

3 計画の作成

計画を作成するには、防災活動を行う活動主体の目的や活動のレベルに応じて計画の内容を検討することが重要になります。また、地区の特性に応じて、必要な事項を盛り込むことが重要です。

以下の地区防災計画の項目の例は、あくまでもイメージです。

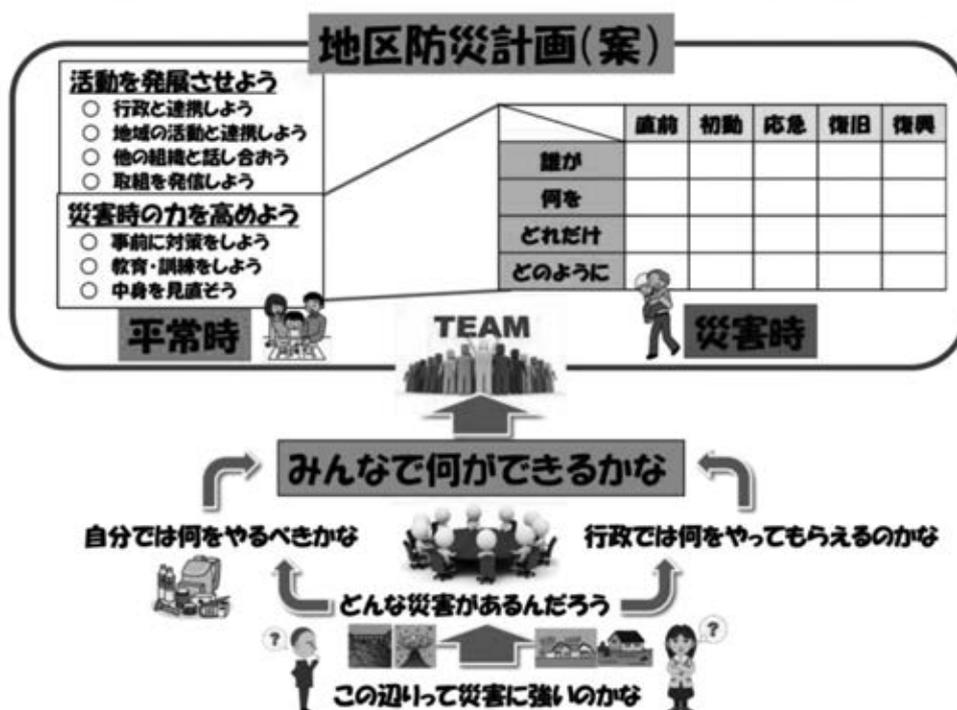
各地区の特性に応じて、実際に地域コミュニティの住民等の意向を反映する形で、実際に実践することができる防災計画を作成することが重要です。

△△地区防災計画

- | | |
|--|--|
| <p>1 計画の対象地区の範囲
△△市△△町</p> <p>2 基本的な考え方
(1) 基本方針(目的)
(2) 活動目標
(3) 長期的な活動計画</p> <p>3 地区の特性
(1) 自然特性
(2) 社会特性
(3) 防災マップ</p> | <p>4 防災活動の内容
(1) 防災活動の体制(班編成)
(2) 平常時の活動
(3) 発災直前の活動
(4) 災害時の活動
(5) 復旧・復興期の活動
(6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携</p> <p>5 実践と検証
(1) 防災訓練の実施・検証
(2) 防災意識の普及啓発
(3) 計画の見直し</p> |
|--|--|

地区防災計画ガイドライン

地区防災計画作成のイメージ



地区防災計画ガイドライン

災害・避難カードの紹介

災害発生時に住民が迅速・的確に避難することができるよう、自治体では、災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難場所の所在地等、住民が円滑に避難を行う上で必要となる情報を記載した防災マップを作成していますが、避難勧告等が発令された場合、住民が短期間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとれば良いか、立ち退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いかをあらかじめ認識しておくことが重要です。特に津波からの避難については、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、率先してできる限り迅速に高い場所への避難を開始する必要があります。

このため、内閣府では、住民自身が、想定される災害ごとに、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難にあたりあらかじめ把握しておくべき情報を記載した「災害・避難カード」の導入を推進しています。災害・避難カードをあらかじめ作成することで、災害時に悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようになることが期待できるのです。

また、内閣府では、災害・避難カードの作成方法や取組事例を紹介した「災害・避難カード事例集」*を作成しているため、災害・避難カードを作成する際は参考にしましょう。

* URL: http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai_jireisyu.pdf

災害・避難カードの作成例

● 災害・避難カード(●●地区××)

災害種別ごとに避難行動の内容と避難の合図について整理した「タイミング表」

避難場所までの経路などを記載した「マイマップ」

災害	避難先・場所	避難の合図
土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない場合はロケーション)	土砂災害警戒情報
X川のはん蓋	C市民会館	はん蓋危険情報

※災害に巻き込まれないために、日頃からどのような情報に注意すればいいのかわかりやすくおきましょう！

防災教育を進める上でのヒント

災害からの被害を最小限にするためには、「自助」「共助」「公助」の取組が重要ですが、「自助」「共助」の力を向上させるためには、住民を対象にした防災教育を実施していくことが必要です。平成23年の東日本大震災では、日頃取り組んでいた防災教育が実を結び、震災発生時に学校にいた多くの生徒の命が津波から守られた岩手県釜石市の事例もあり、防災教育への関心が高まっています。

そこで内閣府では、教育関係団体に限らず、自主防災組織を含む地域住民団体や自治体などにおいて、これから防災教育に初めて取り組もうとする方を対象に、「地域における防災教育の実践に関する手引き」*1を作成しています。本手引では、先進事例からの知見を整理し、防災教育を実践する上で念頭に置くべき五箇条や、防災教育の流れ（準備段階、実行段階、継続段階）ごとに生じる様々な課題を解決するためのヒントをまとめています。

《 防災教育を実践する上での五箇条 》

- その1：地域の特性や問題点、過去の被災経験を知ること
- その2：まずは行動し、身をもって体験すること
- その3：身の丈に合った取組とすること
- その4：様々な立場の関係者と積極的に交流すること
- その5：明るく、楽しく、気軽に実行すること

また、内閣府では、被災から一定期間を経過した被災者や災害対応経験者の方々から、「もし、災害の一日前に戻ることができたら、あなたは何をするか」をテーマに、お聞かせいただいた本音の話から導き出された様々な教訓や体験をまとめた「一日前プロジェクト」*2を行っており、エピソード集などを公開しています。

*1 URL: http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/h27bousaikyoiku_guidline_jp.pdf

*2 URL: <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae/>

防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している。

(愛媛県が発信する防災情報)

- ・愛媛県 (<http://ehime.force.com/>)

(国が発信する防災情報)

- ・消防庁 (<http://www.fdma.go.jp/>)
- ・内閣府 (<http://www.bousai.go.jp/>)

(関係機関が発信する防災情報)

- ・一般財団法人 消防防災科学センター (<http://www.isad.or.jp/>)
- ・一般財団法人 日本防火・防災協会 (<http://www.n-bouka.or.jp/>)
- ・国立研究開発法人 防災科学技術研究所 (<http://www.bosai.go.jp/>)

(自主防災組織等の活動や事例について)

- ・防災まちづくり大賞 (消防庁 http://www.fdma.go.jp/html/life/machidukuri_taisyo/)
- ・消防防災博物館 (消防防災科学センター <http://www.bousaihaku.com/>)
- ・防災まちづくりポータルサイト (内閣府 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/machidukuri/index.htm>)

(災害に関する経験と教訓について)

- ・一日前プロジェクト (内閣府 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae/>)

[いざという時のための情報]

気象警報・注意報 (気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning.html>

記録的短時間大雨情報 (気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/kirokuame.html>

土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報 (気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>

川の防災情報 (国土交通省)

<https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>

洪水警報の危険度分布 (気象庁)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap_flood.html

[事前の準備のための情報]

国土交通省ハザードマップポータルサイト (国土交通省)

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

土砂災害防止法 (国土交通省)

<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm>

避難勧告等の判断・伝達 (内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

市町村のための水害対応の手引き (内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

災害・避難カード事例集 (内閣府)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html

水害・地震から我が家を守る 保険・共済加入のすすめ (内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/index.html>

みんなでつくる地区防災計画 (内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

風水害対策 (内閣府)

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html>

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について (内閣府)

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20170531_01kisyu.pdf

防災・危機管理e-カレッジ (消防庁)

<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

機関名	郵便番号	住所	担当課名	電話番号	FAX番号	メール	
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	防災危機管理課	089-912-2335	089-941-2160	bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp	
1 松山市	790-8571	松山市二番町4丁目7-2	危機管理課	089-948-6794	089-934-1813	kikikanri@city.matsuyama.lg.jp	
2 今治市	794-8511	今治市別宮町1丁目4番地1	防災危機管理課	0898-36-1558	0898-32-2765	bousai@imabari-city.jp	
3 宇和島市	798-8601	宇和島市曙町1番地	危機管理課	0895-49-7006	0895-24-6094	kikikanri@city.uwajima.lg.jp	
4 八幡浜市	796-8501	八幡浜市北浜1丁目1番1号	総務課 危機管理 原子力対策室	0894-22-3111	0894-24-0610	bousai@city.yawatahama.lg.jp	
5 新居浜市	792-8585	新居浜市一宮町1丁目5番1号	防災安全課	0897-65-1282	0897-33-5180	bousai@city.niihama.lg.jp	
6 西条市	793-8601	西条市明屋敷164番地	危機管理課	0897-56-5151	0897-52-1725	kikikanri@saijo-city.jp	
7 大洲市	795-8601	大洲市大洲690番地の1	危機管理課	0893-24-2111	0893-24-2122	kikikanrika@city.ozu.lg.jp	
8 伊予市	799-3193	伊予市米湊820番地	危機管理課	089-982-1111	089-983-3681	kikikanri@city.iyo.lg.jp	
9 四国中央市	799-0413	四国中央市中曾根町500番地	消防本部 安全危機管理課	0896-28-9119	0896-23-6614	syoubou3@city.shikokuchuo.ehime.jp	
10 西予市	797-8501	西予市宇和町卯之町3丁目434番地1	危機管理課	0894-62-6491	0894-62-6514	kikikanrishitsu@city.seiyo.ehime.jp	
11 東温市	791-0292	東温市見奈良530番地1	危機管理課	089-964-2001	089-964-1609	kikikanri@city.toon.ehime.jp	
12 上島町	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削210番地	総務課 危機管理室	0897-77-2500	0897-77-4011	soumu@town.kamijima.lg.jp	
13 久万高原町	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212番地	総務課 危機管理室	0892-21-1111	0892-21-2860	soumu@kumakogen.jp	
14 松前町	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地	総務課	089-985-4103	089-985-4148	336kiki@town.masaki.ehime.jp	
15 砥部町	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地	総務課	089-962-2323	089-962-4277	bosai@town.tobe.ehime.jp	
16 内子町	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168	総務課 危機管理班	0893-44-2111	0893-44-4300	soumu-g@town.uchiko.ehime.jp	
17 伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	総務課 危機管理室	0894-38-0211	0894-38-1373	kikikanri@town.ikata.lg.jp	
18 松野町	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343	防災安全課	0895-42-1110	0895-42-1102	m-bousai@town.matsuno.lg.jp	
19 鬼北町	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	総務財政課 危機管理室	0895-45-1111	0895-45-1119	kikikanri@town.ehime-kihoku.lg.jp	
20 愛南町	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	消防本部 防災対策課	0895-72-0131	0895-73-1119	bosaitaisaku@town.ainan.ehime.jp	
消防本部	松山市消防局	790-0811	松山市本町6-6-1	警防課	089-926-9219	089-926-9188	sbkeibou@city.matsuyama.ehime.jp
	今治市消防本部	794-0043	今治市南宝来町2-1-1	総務課	0898-32-6666	0898-32-0119	shoubou@imabari-city.jp
	新居浜市消防本部	792-0025	新居浜市一宮町1-5-1	総務警防課	0897-65-1340	0897-34-1189	soumukeibo@city.niihama.lg.jp
	西条市消防本部	793-0028	西条市新田183-1		0897-55-0119	0897-55-0180	shobosomu@saijo-city.jp
	四国中央市消防本部	799-0413	四国中央市中曾根町500番地	消防本部 安全危機管理課	0896-28-9119	0896-23-6614	f_s.soumu@city.shikokuchuo.ehime.jp
	西予市消防本部	797-0015	西予市宇和町卯之町2-377		0894-62-0119	0894-62-3780	seiyo-fd@city.seiyo.ehime.jp
	東温市消防本部	791-0203	東温市横河原1376	総務予防課	089-964-5210	089-964-5503	syobohonbu@city.toon.ehime.jp
	上島町消防本部	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削1037		0897-77-4118	0897-77-4111	shoubou@town.kamijima.ehime.jp
	久万高原町消防本部	791-1207	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33	予防係	0892-21-2411	0892-21-2656	119@kumakogen.jp
	愛南町消防本部	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	庶務課	0895-72-0112	0895-73-1119	shoboshomu@town.ainan.ehime.jp
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	796-0010	八幡浜市松柏丙796	警防課	0894-22-0119	0894-22-5227	keibou@fd-yawatahama-ehime.jp
	伊予消防等事務組合消防本部	799-3111	伊予市下吾川950-3	警防課	089-982-0119	089-983-4311	iyo-keibou@119iyo.jp
	宇和島地区広域事務組合消防本部	798-0060	宇和島市丸の内5-1-18	警防課	0895-20-0119	0895-24-7662	keibo.fd@119uwajima.ehime.jp
	大洲地区広域消防事務組合消防本部	795-0012	大洲市大洲1034-4	警防課	0893-24-2668	0893-24-4583	keibou@ozu119.jp

注) 組織改編等により、連絡先が変わることがあります。



えひめ防災マスコットキャラクター
「こまっち」

全国からいただいた応募作品の中から、選ばれました。
県鳥「こまどり」をモチーフとして、多くの方に親しまれる
デザインとなっています。

12月21日は、『えひめ防災の日』
12月17日～23日は、「えひめ防災週間」

『愛媛県防災対策基本条例』(H18.12.19施行)に基づき、
県民のみなさんの意見を参考に、昭和南海地震の発生
日(S21.12.21)を『えひめ防災の日』に制定しました。